

衆議院 總務委員會 議 録 第 十 七 号

令和二年五月二十一日(木曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 大口 善徳君
理事 大西 英男君 理事 古賀 篤君
理事 坂井 学君 理事 富樫 博之君
理事 中根 一幸君 理事 重徳 和彦君
理事 吉川 元君 理事 國重 徹君
井林 辰憲君 池田 道孝君
石田 真敏君 小倉 將信君
金子万寿夫君 木村 次郎君
木村 弥生君 小林 史明君
佐藤 明男君 齋藤 洋明君
鳩山 二郎君 穂坂 泰君
松野 博一君 務台 俊介君
宗清 皇一君 山口 俊一君
山口 泰明君 岡島 一正君
奥野総一郎君 佐藤 公治君
高木 錬太郎君 長尾 秀樹君
西岡 秀子君 緑川 貴士君
山花 郁夫君 太田 昌孝君
本村 伸子君 足立 康史君
井上 一徳君 初鹿 明博君

総務大臣 高市 早苗君
総務副大臣 寺田 稔君
法務副大臣 義家 弘介君
内閣府大臣政務官 藤原 崇君
総務大臣政務官 木村 弥生君
総務大臣政務官 齋藤 洋明君
財務大臣政務官 井上 貴博君
厚生労働大臣政務官 自見はなこ君
政府参考人 向井 治紀君
(内閣官房内閣審議官) 武田 博之君
(内閣官房内閣審議官) 政府参考人
(内閣官房内閣審議官) 政府参考人
(内閣官房内閣審議官) 政府参考人

政府参考人
(人事院事務総局職員福祉局長)
合田 秀樹君

政府参考人
(国家公務員倫理審査会事務局長)
佐々木雅之君

政府参考人
(内閣府大臣官房審議官)
伊藤 信君

政府参考人
(内閣府大臣官房審議官)
黒田 岳士君

政府参考人
(内閣府地方創生推進室次長)
長谷川周夫君

政府参考人
(内閣府子ども・子育て本部審議官)
藤原 朋子君

政府参考人
(総務省大臣官房長)
横田 真二君

政府参考人
(総務省大臣官房総括審議官)
前田 一浩君

政府参考人
(総務省大臣官房総括審議官)
奈良 俊哉君

政府参考人
(総務省自治行政局長)
高原 剛君

政府参考人
(総務省自治行政局長)
大村 慎一君

政府参考人
(総務省自治行政局長)
内藤 尚志君

政府参考人
(総務省自治行政局長)
谷脇 康彦君

政府参考人
(総務省大臣官房政策立案総括審議官)
西山 卓爾君

政府参考人
(法務省大臣官房審議官)
保坂 和人君

政府参考人
(厚生労働省大臣官房高年齢・障害者雇用開発審議官)
達谷宿庸野君

政府参考人
(厚生労働省大臣官房審議官)
岸本 武史君

政府参考人
(厚生労働省子ども家庭局児童虐待防止等総合対策室長)
依田 泰君

政府参考人
(中小企業庁長官官房中小企業政策統括調整官)
木村 聡君

政府参考人
(日本郵政株式会社常務執行役)
諫山 親君

総務委員会専門員
近藤 博人君

五月十八日

聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律案(内閣提出第二七号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件
参考人出頭要求に関する件

聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律案(内閣提出第二七号)
行政の基本的制度及び運営並びに恩給、地方自治及び地方税財政、情報通信及び電波、郵政事業並びに消防に関する件

○大口委員長 これより会議を開きます。

行政の基本的制度及び運営並びに恩給に関する件、地方自治及び地方税財政に関する件、情報通信及び電波に関する件、郵政事業に関する件及び消防に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。
各件調査のため、本日、参考人として日本郵政株式会社常務執行役諫山親君の出席を求め、意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大口委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

引き続き、お諮りいたします。
各件調査のため、本日、政府参考人として内閣官房内閣審議官向井治紀君、内閣官房内閣審議官武田博之君、人事院事務総局職員福祉局長合田秀樹君、国家公務員倫理審査会事務局長佐々木雅之君、内閣府大臣官房審議官伊藤信君、内閣府大臣官房審議官黒田岳士君、内閣府地方創生推進室次長長谷川周夫君、内閣府子ども・子育て本部審議官藤原朋子君、総務省大臣官房長横田真二君、大臣官房総括審議官前田一浩君、大臣官房総括審議官奈良俊哉君、大臣官房地域力創造審議官境勉君、自治行政局長高原剛君、自治行政局長内藤尚志君、総合通信基盤局長事務取扱谷脇康彦君、法務省大臣官房政策立案総括審議官西山卓爾君、法務省大臣官房審議官保坂和人君、厚生労働省大臣官房高年齢・障害者雇用開発審議官達谷宿庸野君、厚生労働省大臣官房審議官岸本武史君、厚生労働省子ども家庭局児童虐待防止等総合対策室長依田泰君及び中小企業庁長官官房中小企業政策統括調整官木村聡君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大口委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○大口委員長 質疑の申出がありますので、順次

これを許します。金子万寿夫君。
○金子(万)委員 皆さん、おはようございます。自由民主党の金子でございます。

質問させていただきたいと思います。三点です。

郵政についてでございますが、民営化が進められて、もう十三年が経過をいたしました。国民的には随分、定着、受け入れられてきたかなと思っておりますが、私は、あの民営化のときには反対の県民会議の議長をいたしておりますので、そういう思いもあるわけでございますが。

この間、自民党内におきましても、新たな郵便局の利活用を推進する議員連盟でありますとか、あるいは郵政事業に関する特命委員会などが設置されて、数度にわたり議論を重ねて提言をまとめ、提言をさせていただきました。

三十年の十二月には、民営化法に基づく郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証として取りまとめ、さらには、三十一年の四月には、ユニバーサルサービス提供の安定的な確保のための交付金、拠出金の制度等も創設が実現をしたわけでありました。地方の人口減少に歯止めをかけながら、高齢化対策でありますとか含めて、郵便局のネットワークの重要性、活用というのは非常に重要であります。私は、今回は、この改革、大きな制度改正と評価をいたしております。

奄美群島が私の出身地でもあります、私の町には、加計呂麻島とか諸島、与路島と、離島の中の離島があるわけでございますけれども、地域の郵便局というのがなくなることにすると、これはもう限界集落は消滅集落になっていくなど。そしてまた、この郵便局の方々が地域と一体となって地方創生の取組にリーダースhipを発揮して、いろいろな取組をしてくださっていることなども大きいと思っております。若い人材が少なくなる中で、こういう方々が、お勤めになつていらっしゃる方が地域の課題に積極的に取り組みながリーダースhipを発揮している、このことも非常に高い評価をいたしております。

そういう意味合いにおきまして、この三事業、まだまだいろいろな課題があるのではないかな。いろいろな議論が今までもありました。もう総務省には届いて、郵政の方には届いているテーマでありますけれども、それらの課題、そして、今後どのような取組を具体的に積極的に行っていくことが必要だ、そのことについて、総合的な部分等を含めて、具体的な今後の課題や取組等について、総務大臣からお話をお聞かせいただければと思います。

○高市国務大臣 今、金子委員が御紹介いただきましたように、郵政民営化委員会は、郵政民営化法に基づいて、平成十九年の民営化以降、三年ごとに、郵政民営化の進捗に関する総合的な検証を行ない、内閣総理大臣に対して意見を述べるようになっております。直近では、平成三十年十二月に意見書が取りまとめられました。

この意見書においては、平成二十七年に行つた株式上場、不動産事業の展開、他の金融機関との連携といった状況について評価をした上で、人口減を始めたとする環境変化に対する日本郵政グループの課題として、収益源の多様化、新たな成長分野の構築、郵便局ネットワークの一層の活用などを指摘しております。

特に、郵便局ネットワークは国民生活を支える重要な財産でございます。この水準の維持には経営基盤の確保が必要でありますので、経営の不断の努力が求められる旨、指摘されております。ちなみに、私の地元奈良県でも、地方銀行が支店を廃止するに当たって、地元の郵便局でその事務を引き継いでいただいております。大きな役割を果たしていただいております。

政府は、委員会の検証結果などを踏まえまして、引き続き、郵政民営化を着実に推進するとともに、ネットワークの維持に努めてまいります。○金子(万)委員 大臣から御答弁をいただきましたが、まさに共通認識だと思っております。

これを進めていくには、今後もしいろいろな制度改正を重ねていかなければならない。そしてま

た、郵便局のある地域の皆さんが一体となって、これを活用しながら、地方創生の具体的な取組にも一生懸命頑張っていく。そしてまた、見守りで、一人家庭の高齢者の見守りとかも提携をしてやっております。これらのことを、やはり大きな社会基盤、生活基盤としてしっかりと活用していく。

そういう、ただ守るということではなくて、この郵便局のネットワークを日本という国の生活基盤、社会基盤としてどういうふうに関展的に活用していくかということに視点を置きながら今後の取組をしていかなければならないのではないかな、こう思っておりますので、ひとつよろしくお願いをします。

次に、コロナの発生以来、十四日に三十九県で緊急事態宣言が解除されました。また、きょうです。関西の三府県がそのような状況になるというふうにお聞きをいたしているわけでございますが、これまで、国民の皆さん、外出自粛でありまして、あるいは、企業や個人事業者等々、本当にいろいろな取組、政府の各種施策の取組、そして、それに対する都道府県、市町村独自の協力金や支援金でありますとか、さまざまな取組をそれぞれの自治体、自治体でやっております。功を奏してきたと思っております。

まだ二次感染に対しては緊張感を持ってコロナ問題には向き合っていかなければならないと思っておりますが、一方で、この自粛によって、全国の経済というものは大変疲弊しております。戦後最大だというふうにも言われております。

これらを回復基調に乗せていくというのは、やはり二次の補正予算の大きな課題だ、こういうふうにも思っております。それらを具体的に取組んでいく、日本経済を回復基調に乗せていくには、地方の取組というのがやはり非常に重要な部分だ、こう思っております。

そういう意味合いにおきましては、もう地方創生の取組なんてと、何か鎮静化しているような状況が今あるわけでありまして、これを、エネル

ギッシュに、力強く、また再生の取組を地方がしていくというには、やはり財源の支援というのがどうしても重要な部分だ、こう思っております。この今回の二次補正についても、一兆円とか、二兆円とか、五兆円などというお話もあるようでございますが、総務大臣、こは思切つて、地方の声はもう十分、知事会からも届いておられるわけでございます。これをしっかりと、閣議の中において声を大きくしていくことを私は本心に期待をいたしております。地方もそういう期待の目を今持っているわけでありますので、そこをしっかりと頑張っていたいただきたいと思います。

地方公共団体に対する財源措置についての、総務省がどう二次補正に向き合っていくか、具体的な考え方というものを示していただければと思います。

○内藤政府参考人 お答え申し上げます。

先般の緊急経済対策では、ほとんどの事業を国費対応いたしました上で、内閣府所管の地方創生臨時交付金について一兆円の予算を確保したところでございまして、この交付金は、それぞれの自治体の判断によって自由度が高く使うことができる仕組みとされておりますので、まずは、各地方団体には、それぞれの地域の実情を踏まえながら、この臨時交付金を効果的に御活用いただきたいと考えております。

その上で、現在、総理指示を受けてまして、政府といたしまして、第二次補正予算の編成作業を進めているところでございます。総務省といたしまして、地方団体の実情を丁寧にお伺いをしながら、国と地方が一丸となつてこの難局を乗り越えていく取組が推進できますよう、関係省庁としっかりと連携して取り組んでまいりたいと考えております。

○金子(万)委員 この議論は、この委員会でも多く、いろいろな提言がそれぞれからなされております。しっかりと受けとめて、これは本心に勝負どころだと思っておりますので、しっかりと頑張りたいというのを申し上げさせていただきます。

たいと思います。
次に、地方議会についてお尋ねをさせていただきます。
私がお尋ねをさせていただきます。

私が言うまでもなく、住民代表機関として、地域の多様な意見、民意を集約して意思決定、物事を決めるのは、二元代表制の中で議会であり得ません。私は、この議会が求められている役割を十分果たしていくためには、多様な人材が議会に活躍できるような体制整備をしていかなければならないと思います。

今、投票率の低下、無投票当選の増加が顕著にあらわれております。この無投票当選の割合は、昭和初頭ごろは町村議会で一、二割ぐらいだったんですが、今、二四割ぐらいの数に上がっているんです。都道府県議会議員選挙は、当時は三割ぐらいです。今、二七割ですから、三分の一は無投票選挙区というようになってしまっているわけですが、本当に過去最高になっているんです。多様な人材を活躍させ得る整備が議会においてなされているとは言いがたいんです。

このような手不足の深刻な状況を受けて、総務省は昨年六月、地方議会・議員のあり方に関する研究会を立ち上げました。

さらに、ことしの三月には、都道府県議長会が都道府県議会研究会報告書を提出させていただきました。これは、議会みずからの取組、そして法整備によって取り組まなければならない、兼業の緩和でありますとかいろいろ、私は具体的な項目を申し上げませんが、地方議会が提言したのが、五十七項目の提言がなされているわけでありまして。

三十二次の地制調は、研究会の議論をもとに、その対応について協議がなされておりました。十九日に専門小委員会の答申案が示されたようでございます。その内容についてちょっと説明をしていただきたいと思いますし、このような状況において、地方制度調査会で議論をされている議員のなり手不足対策について、総務省は具体的にどのようなことをメッセージを発してこれに取り組んで

でいこうという、そのスケジュール感も含めてちょっとお尋ねをさせていただきますと思います。

○高原政府参考人 御答弁申し上げます。

現在、地方制度調査会では、人口減少が深刻化し高齢者人口がピークを迎える二〇四〇年ごろから逆算し顕在化する諸課題とその対応について審議を行っております。

先日開催された専門小委員会において、地方行政のデジタル化、公共私連携や地方公共団体の広域連携、地方議会への多様な住民の参画を推進するために必要な取組について議論が行われております。

このうち、地方議会につきましては、委員御指摘の、昨年六月に総務省で立ち上げました地方議会・議員のあり方に関する研究会の議論をもとに、地方制度調査会においては、請負禁止の緩和、立候補環境の整備などの項目について検討を深めていただいております。

総務省としても、地制調で有意義な議論が行われるよう、しっかりと取り組ましますとともに、答申が取りまとめられた後には、答申の趣旨を踏まえて、適切に対応してまいります。

以上でございます。

○金子(万)委員 時間が来たようでございますけれども、一言だけ、済みません。

私は、やはり、二元代表制、地方議会が主役だと思っているんですよ。多様な住民の意見を集約しながら、声を集約しながら物事を決めていく。しかし、住民の皆さんは、首長さんに目が行く、議会に行く前に。私は、自分たちの意思決定をした議会にまずは住民の皆さんの目が行くべきだ、御批判の声も、称賛や賛同の声も、議会に集約される、まずは行くべきだ、こう思っているんです。町長さんや市長さんにすぐ目が向いているところ、これは、私は議会人として、地方議会を経験した私としては非常に寂しいものがある。

ですから、みずから住民との立ち位置関係をしっかりとくり上げていくという努力も必要なん

だ、そのためには、また制度で後押ししていくことも、多様な人材が参加できるようにやるということも大事なことだと思っております。どうぞそういうことを、共通認識を持ってともに頑張ってもらいたい。

どうもありがとうございます。

○大口委員長 次に、太田昌孝君。

○太田(昌)委員 おはようございます。公明党の太田昌孝でございます。

質問の機会をいただき、ありがとうございます。

昨日、私の地元長野市で、定額給付金の郵送の通知がある意味ようやく届いた。ただ、これまで大変に動きが早いところはありますけれども、リーマンのときには予算の決定から三か月かかったことを考えますと、大変なスピードアップであるというふうに思っております。

今回、急な変更もあったりなんかしましたけれども、そういう意味では、主導していただき、そして各市町村を指導していただいた総務省の担当の皆様方の御苦勞に、本当に心から感謝を申し上げます。というふうに思いますし、今度は、一刻も早く皆様方にこうした思いを届けたいということについてどうか注力をしていただきたいというふうに念願をするものであります。

ただ、今回、そうした中で、もう既報のとおりでございますけれども、残念ながら、オンライン申請について大変に混乱が生じてしまったということも報道されたところでございます。

地方公共団体情報システム機構、J-LISによれば、再設定の申請が一日で十三・五万件にも上ったというふうなことで、その内容というのはもう既に皆様共有されていると思いますが、さまざまな対応不足、あるいはサーバーの処理能力の問題もあつたやに伺っております。

今後、更にもししたら給付が生じる可能性もありますし、あるいはまた、これからは、九月からはマイナポイントも、あるいは来年の三月からは保険証機能も付与されるなど、処理量の増加も

見込まれる状況でもございます。

早期に、今回の検証と、さらに、例えば、端末アプリの改修であつたり、あるいは将来を見越してのサーバーの性能向上、増設等の対応が望まれるところではございますけれども、今後の対策について伺いたいと思います。

○高原政府参考人 御答弁申し上げます。

特別定額給付金のオンライン申請に関連いたしました。市町村の窓口で、マイナンバーカード関係の手続の関係の住民の方が窓口集中されまして、連休明けの四日間程度、J-LIS、地方公共団体情報システム機構の電子証明書関係のシステムへアクセスが集中をいたしまして、システム上の遅延が発生したということでございます。

しかしながら、先週半ば以降、アクセスの集中は比較的落ち着いております。システム上の遅延についてはほぼ解消しているというふうに認識をしております。

委員御指摘のとおり、今回の事象を踏まえまして、マイナンバーカードの活用による今後のオンライン申請の増加も見込んだ上で、引き続き、J-LISにおいて電子証明書関係手続に係るシステムの処理能力の向上に取り組む必要があるものというふうに考えております。

以上でございます。

○太田(昌)委員 今回、おさまつてはおりますけれども、今後の処理能力、ある意味ではいい検証にもなったと思いますので、サーバーの性能向上、増設等々、これからの引き続き行っていたきたいというふうに思います。

その上で、特に自民党さんにおいて、検証もされて、法案なども準備されているなどというの報道では私も承知しておりますけれども、オンライン申請と住民基本台帳データとの連携を図るなど、円滑な支給と同時に、市町村の事務処理の負担軽減が図られる仕組みも構築する必要があります。

また、今回の給付金等の受取口座に対する、金融機関の預金口座とマイナンバーとのひもづけ

や、その届出を実現すること、これも必要であろうというふうに思います。

そうした対応をするためにマイナンバー法の改正に向けた検討も必要だと思いますけれども、大臣からも既に指示は出ているというふうにもちよつと聞いておりますけれども、この辺の検討状況についてもこの場で聞かせたいと思います。

○高市国務大臣 自民党においては、政務調査会のもとにプロジェクトチームが設置されて、新藤義孝前大臣を座長にして、マイナンバー制度の活用について検討を進めていただいていると承知をいたしております。

現段階ではまだ意見書を頂戴はしていないのですが、仮に全てのマイナンバーに給付のための口座情報というものがひもづいておりましたら、今回の特別定額給付金においても、給付を更に迅速に行うことも、また、世帯員別に給付を行うということも可能だったと考えられます。

今後、同様の給付を行う場合において、現状のままでは、国民の皆様にはもう一度口座情報を記入していただく、自治体職員の皆様にはもう一度照合、チェックをしていただいたり、再度同じお手数をおかけすることになってしまいます。よって、緊急時における給付、福祉目的の給付、また景気対策の給付、年金の給付、税の還付など、給付を目的とする口座というものを一つ、マイナンバーとともに登録していただくということは非常に有意義であると考えております。

今後、国民の皆様様の御理解が何より大切ではございますが、マイナンバー制度をより効果的なものとするために法整備に取り組みたいと考えており、既に内閣官房番号制度推進室に検討の指示をいたしました。

今後、議員立法でより多くの会派の御賛同を得て実現していただくということも、とてもありがたいことでございますし、必要があれば、閣法でも対応できるように準備は進めてまいります。既に、自民党だけではなく、各党各会派の先

生方にも大変な関心を持っていただき、さまざまな御提案、御提言を頂戴しておりますので、真摯に受けとめながら、必要な検討を進めてまいります。

○太田昌委員 ありがとうございます。

今、大変に国民の関心も高く、理解も得やすい時期ではあると思いますが、であればこそ、しっかりと丁寧な説明、対応をよろしくお願いをしたいというふうに思います。しっかりと応援をしてまいりたいというふうに思います。

次に、自治体におけるテレワークの推進ということで、ちよつと伺ってまいりたいと思います。今、コロナ感染症の拡大によりまして、新しい生活様式を確立することが求められておりますが、そんな中で、自治体におけるテレワーク、今、民間においては一気に浸透しつつあるように伺っております。東京都の調査でございましたけれども、民間企業でテレワークの導入状況、三期で二四％であったものが、本年四月の調査では六三％と大変に拡大をしています。

民間が先行している中で、しかし、地域にあつて、地方にあつて新しい生活様式を定着させるためにも、とりわけ自治体のテレワークの導入推進は不可欠と思いますが、現状までの導入実績について、まず伺いたいと思います。

○大村政府参考人 お答えいたします。地方公共団体におけるテレワークにつきましては、民間企業と同様に、多様な人材の確保、業務の効率化を通じた生産性向上に加えて、今回の新型コロナウイルスのような重大な感染症などの発生時における業務継続などに資するものと考えております。

導入の状況につきましては、令和元年度末に総務省において調査を行ったところでございますが、この段階では、都道府県、政令市では八六・六％が導入している一方で、市区町村においては三・〇％にとどまっているところでございます。

○太田昌委員 県においては随分と進んでいるんですが、市町村においてはわずかに三％という

ような状況でございます。

自治体におけるテレワークの導入推進のために、必要なネットワークシステム等の環境整備あるいはセキュリティ対策、そんなものについて、国の支援策、更に拡充あるいは創設が必要であらうというふうに思っています。

現在は、テレワーク導入については、特別交付税措置が措置率〇・五で、あるわけでございますけれども、小規模自治体においては、まだまだハードルが高いという状況であらうというふうに思います。

小規模自治体が残されることがないような取組について、制度設計あるいは支援を求めるものですけれども、まずは御所見を伺いたいと思います。

○大村政府参考人 お答えいたします。

これまでの総務省の調査によりますと、未導入の団体におきましては、御指摘の導入コストに加えまして、情報セキュリティの確保に対する懸念、労務管理のルールの整備の困難さといった課題が挙げられますとともに、特に市区町村におきましては、テレワークの導入の効果自体が必ずしも明確に認識をされていなかったという傾向が見られたところでございます。

このため、総務省では、これまでも先進的な導入事例の紹介などを通じて推進をまいりました。また、さらなる促進のため、委員御指摘の特別交付税措置を本年度より講じますとともに、専門家がテレワーク導入方法やセキュリティ対策に関して相談に応じるテレワークマネージャー事業の体制の拡充、さらに、ルール整備に悩む地方公共団体に向けた、導入済み団体の実施要領などの情報提供の充実、こういった支援の強化を図りますとともに、四月七日付で通知を发出いたしました。

新新型コロナウイルスの感染拡大を未然に防止し行政機能の維持を図る、こういった意義など、小規模団体にも共通する効果を強調した上で、これらを活用したテレワークの積極的な導入を要請をしたところでございます。

○太田昌委員 ありがとうございます。

そのみならず、ちよつとこれはあくまでも提案にとどめておきたいと思いますが、例えば都道府県との連携であったりとか、あるいは、今は例えば定住自立圏であったり広域行政組合であったり、さまざまな自治体連携の中でさまざまな事業が実際とすれば行われているわけで、そういう意味では、ほかの市町村など複数の自治体による共同調達による取組みなどのものも推進することによって、スケールメリットや導入推進にもつながっていくものかなというふうに思います。

今後、ぜひこれを御検討の中に入れていただきますよう、これは要望にとどめておきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、5Gを始めとした情報通信基盤の促進についてちよつと伺っておきたいと思ひます。

三月から5G商用サービスが開始されております。本年は5G元年とも言われておりますけれども、現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けまして、ある意味、テレワークやオンライン授業の活用など、対面での活動や人の移動を伴わず、さまざまな経済活動、社会活動を行うことを容易にするこうしたICTの活用が改めて注目がされているところでもございます。また、さまざまな分野での人手不足も深刻となる中で、ICTを活用した生産性の向上の重要性についても認識されたところであるというふうに思います。

人口の減少、働き手不足、そういったことに悩む地方にとつては、こうしたICTを活用して都会との地理的な距離を埋めるだけでなく、IoT、AI等も活用したさまざまな産業の活性化、生産性向上も通じて、こうした地域の活性化につなげていくことも求められております。そういう意味で、5Gは、都会のみならず、全国津々浦々に速やかに展開されるべきと考えております。

また、現在の状況も通じたときに、先日、LINEを活用した会議みたいなことをやったという方から話を聞いたんですが、WiFi環境にあつ

た方は通信料がかからなかったんですが、WiFi環境になところの方が4Gでやったら、一時間やったら一ギガ通信料がかかったという話もございました。

知らないで使ったら大変なことになるなと思いますが、そうしたこれから政府が求めている新しい生活様式定着のためには、今申し上げましたとおり、5Gの整備の前倒しの推進も必要。情報通信基盤整備の推進について見解を伺いたいと思います。

また、今申し上げましたとおり、通信費のさらなる低廉化に向けての取組も必要と思います。現状の推進方針及び低廉化に向けての御所見について伺いたいと思います。

○高市国務大臣 遠隔授業やオンライン会議などの新しい生活様式が定着してきております。高速大容量のデータ通信を支える情報通信基盤の整備が急務となっております。

5Gの整備の前倒しにつきましては、令和二年度当初予算において、携帯電話事業者などが条件不利地域において5G基地局やこれらを支える光ファイバーなどを設置する場合の経費の一部を盛り込んだほか、このたび創設する5G投資促進税制により、全国5G基地局の前倒し整備やローカル5Gの整備を促進することとしております。

また、遠隔授業の拡大などを見据えました光ファイバーの整備につきましては、令和二年度補正予算におきまして三十・三億円を計上し、GIGAスクール構想の実現に向けて、条件不利地域でなくとも、光ファイバーが未整備の学校のある地域に特例的に支援対象地域を拡大することとしており、来月上旬から公募を開始する予定でございます。

また、携帯電話料金の低廉化につきましては、昨年、先生方にもお世話になり施行されました改正電気通信事業法により、かなり公正な競争環境の整備が進みましたので、需要が拡大している大容量プランの料金で、値下げの動きが見られます。5Gサービスにつきましても、公正競争の促

進を通じて、利用者にとってわかりやすく低廉な料金とサービスが実現するように努めてまいります。

○太田(昌)委員 新しい生活様式が国民の中に定着することを願って、質問を終わります。

○大口委員長 次に、奥野総一郎君。

○奥野(総)委員 立国社の奥野総一郎でございます。

後ほど、郵政の話とマイナンバー、特定給付金の話をしますが、まずきょうは、義家副大臣にお見えたいただいています。黒川かけマージャン問題について伺いたいと思います。

きのう通告したときとは大分状況が変わりまして、官邸に辞意を伝えたとか、きょうじゅうにも辞任か、こういう報道が流れ出しています。というところで、そういうことを踏まえながら、率直にお答えいただきたいと思っています。

まず、簡単に事実関係だけ申し上げておきますが、これは掲げちゃいけないのかな、週刊文春で、きょう付の週刊文春なんですけれども、その特だねで出ています。

それによれば、黒川氏が、五月一日、これは緊急事態の真つただ中に、午後七時半ごろから翌日未明まで、二時半とか書いてありましたが、産経新聞記者宅で、同社の記者と、それからもう一人、朝日新聞の男性社員の四人でかけマージャンをしていた疑いがあるという記事なんです。さらに、十三日、これもまだ東京、全国も解除になっていませんね、十三日ですから、緊急事態のさなかに、更にまた同じ場所産経新聞記者とマージャンをしていたと伝えられているということなんです。

きのうの段階、通告した段階ではこんな感じだったんですが、だんだん事実が出てきまして、朝日新聞の広報部が、この社員の方が黒川氏とマージャンをしていたというのを認めた。かけ

ていたかどうかは調査すると言っていますが、不要不急の外出を控えるよう呼びかけられている状況下で極めて不適切な行為だった、おびしき、こういうコメントを出されています。さらに、法務省幹部が、事実関係を調査している、これは日経新聞にも報道されています。菅長官も、法務省が適切に対応する、こうおっしゃっています。さらに、これは朝日新聞ですが、法務省の聞き取り調査に対して、かけマージャンをしたことを認めた、こういう報道も上がってきているんですね。

これを受けて、けさ通告させていただきましたが、これは、調査はもうろんしているんじゃないかと、今どこまで把握しているんですかね。ちゃんと、かけマージャン、これは認めたということですよ。ここまで辞任の報道が出ているということとは、認められたということでしょうか。

○義家副大臣 現在進行形で事実関係についての確認を行っている、事情を聞いていた段階であるため、お答えを差し控えさせていただきます。

○奥野(総)委員 まあ、そうだと思っただけですが、ただ、法務省の責任者ですから、しっかり調査をして、今、かけたかどうかというのは非常に重要な話なんです。ないならないと、はっきりおっしゃったかどうか。ないと言え、今のところないと言え、これは疑いが晴れるわけですよ。

これは結構重要な問題ですよ。現職の高検長が、しかも緊急事態、もちろんふだんもだめなんだけれども、緊急事態下で、しかも本人が定年延長問題で渦中のさなかにある中でかけマージャンをやっていたって、極めて自覚に乏しいし、重要な問題だと思っんです。

ないならないということではつきり言っていただけはいいと思っんです。どうですか。

○義家副大臣 委員の報道等を受けての御指摘はまさにわかるところでございますけれども、マー

ジャンというのは一人でするものではありませんが、関係各位との聞き取りを正確に行って判断しなければならぬということでありまして、お答えを差し控えさせていただきますが、可及的速やかに判断したいというふうに思っております。

○奥野(総)委員 これは、じゃ、今、御本人も含めて聞き取りをしたということですね。それから、ほかの三人も含めて聞き取りをしたということでしょうか。

○義家副大臣 報道にあるのとおり、民間の記者等については法務省からの聞き取りという形では行っていないんですが、現在確認作業を行っているということでもあります。

○奥野(総)委員 もう一回、答えていないんですが、黒川さんからは話を聞いたんですね。

○奥野(総)委員 まあ、言えないとおっしゃっていますが、じゃ、その上で、はっきり、今、ないならないとおっしゃっていた方がいいと思っんです。こういう報道が流れている中で、かけマージャンをしていなかったという、はっきりそういう証拠があったんでしょうか。

○義家副大臣 大変恐縮ではありますが、まさに現在進行形で調査中でありまして、マージャンは、個人、一人で行うものではございませんので、関係各位との聞き取りを、整合性を合わせながら、可及的速やかに判断してまいりたいと思っております。

○奥野(総)委員 今のは非常に矛盾していて、だったら記者の皆さんと、一人一人聞かないとわからないわけじゃないですか。記者の皆さんには聞いていませんということは、本人がもう認めているから、聞く必要がないからじゃないですか。

○義家副大臣 大変恐縮ですが、まさに現在進行形で聞き取りの最中でございます。お答えを差し控えさせていただきます。

○奥野(総)委員 これはいずれ、報道のとおりだとすれば明らかになるわけですよ。これは、辞任ということになれば大問題ですよ。今言ってお

いた方がいいと思うんですけどね。

四人でやるから、相手のあることだとおっしゃっていますが、かけマージャンは単純賭博罪となっている判例は幾らもありますよね。地方公務員なんかだと、停職とか、それから懲戒免職なんという厳しい例もあるんですよ。犯罪ですからね、これは。

もちろん、まだここでお認めになっていませんけれども、ただ、そういう報道がなされている、本人が認めたという報道がなされている、これは重要なことだと思うんですよ。しつかり、でも、もうとつくと調べたということですよ。確認は終わったんでしょう。

○義家副大臣 繰り返して大変恐縮ですが、現在進行形で確認作業を行っているところでござい

す。

○奥野(総)委員 それはいつ終わるんですか。

○義家副大臣 国会並びに国民への説明もありま

すので、可及的速やかに行いたいと思っております。

○奥野(総)委員 そうすると、終わると説明があると。法務大臣ないし、私は御本人が出てこれられてきちんと釈明すべきだと思うんですけど。コメントを出すということが報道されています。本人は辞意を固めて、辞任の後にコメントを出すということが報道されていますが、そうじゃなくて、きちんと本人が出てきて、私は国民に説明すべきだと思

いますよ。

これだけ大騒ぎになったんですよ。黒川さんの定年延長問題でこれだけ大騒ぎになって、国会が本当にとまるかとまらないかという話だったわけですよ。その本人が、かけマージャンを緊急事態のさなかにやっていた、これじゃ済まないんですよ。犯罪行為のことだってあり得るわけですよ。極めて自覚に乏しい。検察の信頼にもかかわると思うんですよ。

だから、速やかに調査を終えて、法務大臣がきちんと説明をし、本人がコメントを出すべきだと思いますが、それはきょうじゅうにできるんです

か。

○義家副大臣 可及的速やかに法務省として対応したいと思っております。

○奥野(総)委員 可及的速やかというのはいきよ

うの午前中ぐらいだというふうに理解をしたいと思

います。

犯罪かもしれない、犯罪として立件された例も幾らもありますと申し上げたんですが、もう一つ、これは倫理規程というのがある、利害関係者とは、利害関係者の供応接待、それから遊技又はゴルフをしちやいかぬと利害関係者についてはあるわけですよ。この遊技というのは何ですかという、わかりやすいんですけども、こういう非常にきれいなパンフレットができていて、遊技の例としてちゃんと、マージャンなどと書いてある。これは決して、かけマージャンじゃないんですよ。かけマージャンを囲むことすら利害関係者とはやっちゃいかぬ、こういうことが定められているわけですよ。

これは人事院かな、きのう来たときは利害関係者には当たらないだと言っていましたけれども、朝日新聞社、記者の方は少なくとも利害関係者ではない、あるいは利害関係者等にも当たらないという話だったんですけども、会社の方ですよ、記者じゃなくて、会社の業務としてこういう接待をしたりマージャンをするということは、ま

ず利害関係者に当たるんじゃないですか。どうですか。

○佐々木政府参考人 お答えいたします。利害関係者につきましては、倫理規程におきまして定義を置いておりまして、例えば、許認可の申請をしようとしている者とその事務を行う者との関係、あるいは、補助金の交付、検査、監査、不利益処分、行政指導等を挙げておりまして、そういう者との関係が利害関係にあるということになっております。

他方、今回の報道につきましては、事実関係を承知しておりませんので、個別につきましてはお

答えを差し控えさせていただきますけれども、一般論として申し上げますと、同じく国家公務員倫理規程の第五条第一項というものがございまして、利害関係者以外の事業者等との行為につきましても一定の規制をしております。

内容としていたしましては、事業者等から供応接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けることが禁止されているところでござい

ます。

○奥野(総)委員 これは、一般の公務員だった、ジャン卓を囲むことも、利害関係者とは、もちろんかけはだめですけども、マージャンを一緒にすることすらだめだと言われているわけですよ。それが、今の話だと利害関係者に当たらないとおっしゃるのかもしれないけれども、検事長、高検長ともあろう方が頻りに特定の方とマージャンをしている、しかも、記事によればハイヤーの送り迎えつきでやっていると。

本人が認めたという記事がありますが、場合によつては、かけマージャン、かけて、レートも何か、わかりませんけれども、どういうレートでやっているかわかりませんけれども、かけマージャンをやっていたという可能性があるわけですよ。極めて自覚がないんじゃないですかね。検察官としての自覚に乏しい。検察のトップを指さうかという人のやることじゃないんじゃないですか。

これは、もちろん単純賭博だったら懲戒でしょうし、倫理規程違反でもこれは懲戒の対象になるというところでよろしいんですよ。

○佐々木政府参考人 お答えいたします。職員が国家公務員倫理規程に違反する行為を行った場合、任命権者は、倫理審査会の承認を得た上で、当該職員に対して懲戒処分をすることができるということになっております。

○奥野(総)委員 最初に申し上げましたけれども、単純賭博だと、地方公務員の例だと、停職とか、非常に厳しい例としては懲戒免職なんという

例も、調べたら出てきましたよ。それほど話なんですよ。なぜか。やはり公務員だからですよ。公務員はしつかり、公正中立にやらなきゃいけない。

何で食事をごちそうしてくれるのか、何で一緒にマージャンをやるのか、車を差し向けてくれるのかという、何か下心があるからに決まっているじゃないですか。こういう場合だと、捜査状況を聞き出そうとか、あるに決まっているじゃないですか。ただでそんなことをやってくれる人は世の中にはいませんよ。だからこういう倫理規程があり、身を正すという話になっているわけですよ。非常に自覚がない、しかもこの時期にということでありまして、これは辞任じゃ済まない、更迭ですよ。事実だとすれば更迭しなきゃいけない話だと思

いますよ。

公明党の石田政調会長は、事実であれば職務を続けられる話ではないと、もうきのうの段階で素早くおっしゃっていますよ。官邸に伝えたという話もあるし、官邸との話合いが辞任の方向で進んでいる、タイミングは、後任人事なども絡むために政府内で検討している、きょうじゅうという話もあるわけですよ。

ここで、義家副大臣、単に本人がやめましたじゃ済まないと思うんですよ、もし事実だとすれば、ちゃんと更迭だと、任命権者として、任命権者は内閣かな、でも、まあいいですよ。きょう、内閣も代表して来られているんですよ。更迭すべきじゃないですか、もし事実だとすれば、どうですか。

○義家副大臣 繰り返になりますが、現在、事実関係について確認しているところでございますが、その結果を踏まえ、厳正に対処したいと思っております。

○奥野(総)委員 厳正にということとは、もし事実だとすれば、本人がやめました、はいというんじゃない、ちゃんと更迭と言っているじゃないんです。国民の検察に対する信頼にかかわる話ですよ。

ね。

どうですか、もう一度。

○義家副大臣 事実関係の結果を踏まえて、厳正に対処してまいります。

○奥野(総)委員 それで、厳正に対処というのは更迭だということに受けとめておきますが、そうすると、これは任命責任の問題も出てくるわけですよ。

これだけすったもんだをして、解釈変更で定年延長までして、しかもそれを、皆さんは違っておっしゃるかもしれないけれども、後づけのために国家公務員法、検察庁法の改正までやるうとして、しかもそれを取り下げ、取り下げというか、今国会の成立を諦める、国会がとまるような話も繰り広げられてきたわけですよ。これはひとえに黒川さんのためですよ。皆さんが黒川さんを検事総長にしようとする、内閣がしようとする、あるいはそれを守ろうとする中で起きた話と私は受けとめていますよ。

これまでの騒動というのは、これは一体何だったんですかね、こんな話。ここであつさりやめて、しかも、こんな自覚のない、この大変なときに、国民が苦しんでいる、国民は本当に苦しんでいるんですよ、今。給付金とか、十万円とかを一生懸命やらせていますけれども、一方で、幾らかけたかは知りませんが、身分が保障されていて、何万円もかけていたかもしれない、お金をかけてマージャンをやっているなんて、悠長なものじゃないですか。本当に許したいと思うんですよ。

そういう方を、わざわざ定年延長までして任命した責任というのは問われるんじゃないですか。どうですか。

○義家副大臣 まず、現時点では、事実関係をしっかりと確認した上で対処行つてまいりたいと思っております。

○奥野(総)委員 いや、ここははっきり、厳正に対処ということなんですけれども、国民の気持ちを考えてくださいよ。せっかく、ここをみんな見えていますよ。本当にひどい話ですよ、これは、事

実だとすれば。ほぼ事実なんです、今もうここまで報道が出ている以上。

だから、もう一度言いますけれども、きちんと更迭をして、本人が会見をして、検察の信頼回復を図る、国民におわびをするということをやりたいだきたいし、森法務大臣におかれては、しっかり任命責任も認めていただきたいと思えます。重ねて申し上げますが、どうですか。

○義家副大臣 委員の御意見も踏まえながら、法務省としてしっかりと対応してまいります。

○奥野(総)委員 ちょっとサービス、サービスというか、あれですけれども、ぜひお願いしますよ。

高市大臣にいきなり振って恐縮なんです、高市大臣は口頭決裁の話を、ありましたよね。解釈を変更したときに、口頭決裁は、総務省ではそんなことはやらない。当たり前ですよ。口頭決裁というのは後に残らないわけですから。僕も役人ですけれども、そんなものはあり得ないわけですよ。跡が残らない決裁なんて、跡づけできないです。だからね。口頭決裁なんて、そもそもあり得ないんです。大臣がそれをおっしゃったのは、本当によくおっしゃったと思います。

そうすると、そもそも、本当に決裁が行われていない、口頭決裁だなんというんだつたら、これは違法ですよ。きちんと決裁を行わずに解釈を変えるなんて違法でしょう。そんなことまでして、こうした方を定年延長して、このままだと検察庁長官になっていたかもしれないということなんです。

内閣の一員として、高市大臣に伺いたいんですが、内閣の任命責任についてどう思われますか。

○高市副大臣 個別の案件については、今調査中ということでございますので、黒川さんのことについて私は何とも申し上げられませんが、ただ、内閣というのは、憲法上、国会に対して連帯をして責任を負います。法務省から、法務大臣から閣議決議のあった事柄であっても、私自身も署名を閣議でしているわけですから、一定

の責任はあるものだと考えております。

これが仮に犯罪であった場合でございますけれども、今は調査中ということですから、一般論として申し上げます。

○奥野(総)委員 率直なお話でしたね。

義家大臣、よく森法務大臣に伝えてください。きちんと事実関係を明らかにして、そして国民に釈明をしていただきたいというふうに思います。

義家大臣は結構です。

○大口委員長 義家副大臣、御退席ください。

○奥野(総)委員 あと十分ですが、まず、郵政の話ですね。

郵政の話、きょうは諫山さん、諫山副社長かな、お見えですが、郵便局もエッセンシャルワーカーなんです。ユニバーサルサービス義務があつて、手紙を毎日届けなきゃいけない、配達しなきゃいけないという義務を負っているわけですよ。ポストに入れるだけじゃなくて、書留とかだと判をもらわなきゃいけないから、接触が生じるわけですよ。

郵便局は、感染状況が結構あるんですよ。何人ぐらい感染があつて、あるいは、感染しちゃうと配達がとまるんですよ。郵便外務だと、その課全体が出動停止になりますから、とまるんですよ。けれども、どのぐらい配達に支障が出ているのでしょうか。

○諫山参考人 お答え申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症につきましては、日本郵便ではこれまで、全国で三十六名の社員の感染者が発生しております。十六の郵便局におきまして一時的に業務の休止を実施したところでございます。五月六日以降は、新たな感染者は発生しておりません。

入居するビルの閉鎖等によりましてやむを得ず閉じているものを除きまして、現状では全ての郵便局において業務を実施しておりますけれども、この間、感染者が発生しました郵便局におきましては、窓口業務を休止したり、また、配達員の遅延が生じたりということございまして、地域のお

客様に大変御不便をおかけしたものと認識しております。

社員は、不安を抱えながら、大変よく頑張ってきてくれているわけでございますけれども、国民生活、経済への影響が最小限となりますように、今後も引き続き、社員としてお客様の安全を確保しつつ、事業の継続に取り組みまして、インフラとして地域のお客様の信頼に添えてまいりたいと考えております。

○奥野(総)委員 郵便法で土曜休配とかつて、結局できていないんですけれども、この時期、本当に毎日配達する必要があるのか。少し緩めてもいいんじゃないか。あるいは、全国翌々日配達なんといっていますけれども、少し緩めて、人を減らして、僕も郵便局のあの外務のところに行つたことがありますが、密なんですよ。非常に。人を減らして、空気を入れかえる、配達も一日置きにするとか、いろんな工夫が必要だと思うんですが、そうしたことはやられていますか。

○諫山参考人 お答え申し上げます。

日本郵便は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の指定公共機関でございます。物流、運送サービス及び金融サービスを提供する者としての事業の継続が求められていることから、お客様の安全はもちろんでございますけれども、社員の安全の確保が非常に重要であるということを考えております。

このため、マスクや消毒液、こういったものの配付に努めてきていますところでございますけれども、このほか、先ほど委員から御指摘もございました配達に関しては、ゆうパックや書留郵便物といった、本来であれば直接対面でお渡しするサービスにつきましても、配達の際に、お客様から御了解をいただきました上で、郵便受け箱への配達あるいは玄関前等に置き配という形でお届けする、こういう接触機会の低減を図っているところでございます。

また、郵便局の社員の健康維持、それから感染リスクを低減させることを目的といたしまして、

郵便局の作業スペースでございますけれども、三密状態を回避するという事で、時差出勤やレイアウトの見直しにも取り組んでおりますし、取扱物数の動向等も勘案しながらでございますけれども、郵便、物流業務に従事する社員の出勤を極力減らす取組も行っているところでございます。

また、感染拡大を防止する観点から、一部の郵便局で営業時間を短縮しておりますし、郵便局窓口におきまして、ここでも三密を回避すること、ことで、換気の実施、混雑状況に応じた入場制限、あるいは、不要不急の御用件につきましては御来局の時期の変更をお願いするということ、それから、窓口カウンターにビニールシートを設置するなど、さまざまな感染防止策を講じてきているところでございます。

今後も引き続き、社員そしてお客様の安全を確保しつつ、事業の継続に取り組んでまいります。

○奥野(総委員) そこは柔軟に、何が何でも毎日配達だとか、何が何でも翌々配だとか言わず、柔軟にやっていただきたいと思うんですね。配達しないというわけにはもちろんいかないんですけれども。

さらに、私からのお願いなんです、やはり手当ですよ、一生懸命頑張っていますから。今、業績も悪くて、なかなか賃金も上がらないんです、介護なんかは危険手当、あるいは医療なんかは診療報酬とかと手当があるんですけれども、気持ちだと思っんですね。

非常に厳しい経営状況、今から伺いますけれども、ということとは理解していますが、ちよつとした、会社として、職員を思っているよということとで、これは私からお願いですけれども、経営厳しい折からということでありますが、ぜひ手当を出してあげてほしいんですよ。本当に皆さん頑張つて郵便局はやつておられますから、特に郵便外務の皆さんには、頑張つておられますので、お願いしたいというふうに思います。

最後、経営状況ですけれども、二〇二一年三月の決算見通しというのが掲げられています。

この間私がもらった資料ですけれども、経常利益が三千五百億円余り、三千四百四十四億円もことしから比べて減る。郵便に至っては千二百億も減って、経常利益が四百億、純利益はゼロということですよ。これは大変なことだと思うんですよ。

今後の見通し、これは今、仮置きだと思っ
て、すけれども、例えばツールだつて、オーストラ
リア、鉱山会社ですから、景気に左右されるでし
ょうし、それから、国内の物流も、ダイレクトメー
ルとか減っているんでしょから、これはもつと
下がる可能性があるんですか。

○諫山参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、先般、五月十五日でございますけれども、二〇二二年三ヶ月の通期業績予想を発表しているところでございますけれども、日本郵便の今年度の当期純利益につきましては、郵便物数の減少、あるいは、かんぽ生命からの手数料の減少等によりまして、前期比八百七十一億円減のゼロ億円と想定しております。大変厳しい状況になるものと考えているところでございます。

さらに、新型コロナウイルスの感染拡大につきましては、ゆうパックやゆうパケットなどの荷物の取扱個数が増加するなどの増収要因もあるわけでございますけれども、国際郵便物の引受け停止あるいは広告郵便物の大幅な減少が見られるなど、既に損益に対して悪影響を与える事象が顕在化しております。また、今後、行政手続の電子化などによります郵便物のさらなる減少も想定されるというふうに思います。

また、金融窓口事業におきましては、お急ぎでない御用件につきましては御来局をお控えいただくようお願いする、あるいは、弊社からも能動的な顧客訪問を行わないことにするといった対応をしておりますけれども、営業活動に大きな影響が出てくるものと考えております。

加えて、委員から御指摘もございましたツール社でございますけれども、国際物流事業におきま

豪州国内を含めまして、世界的な取扱量の減少等の影響が出てきているところでございます。

現時点では、新型コロナウイルスによります具体的な影響額の算定が困難であるという状況でございますけれども、もともと厳しい経営状況を想定していたところ、更に経営の厳しさが増すことも考えられることから、引き続き、その動向を注視しつつ、適切な対応策を講じてまいりたいというふうな考えております。

○奥野 総 委員 もともと、かんぽの営業自粛と
かあって、来期は厳しいんですよ。低金利下だ
し、外債の運用も、益出しにも限界がありますか
ら、厳しい。ツールも厳しいという中で、まさに
このコロナの問題が出てきたということで、私が
心配しているのは、赤字になるんじゃないかと
思って、すごく心配しているんですよ。

ちよつと通告はしていないんですけれども、大臣、どうですかね。やはり、郵政の、手数料ビジネスになっていますが、そういうものも含めて、抜本的な見直しが私は必要だと思ふんですね。持続可能な会社にするために、抜本的な見直しが必要だと思ひますが、ちよつと通告していませんが、どうですか。

○高市国務大臣 令和二年度の通期業績予測が大きく減益になる見通しと聞いておりますし、特にトール社の状況が非常に悪いということも心配をしております。

ただ、ユニバーサルサービスをしっかりと確保しなければいけませんから、健全な経営を維持していただけるように、引き続き、適切な監督を行ってまいります。また、社会のニーズ、変化しつつある社会のさまざまなニーズに対応して、新たな収益源を見出していただけるような応援もしてまいります。

○奥野 総委員 新たな収益源を、私もずっと応援してきたんですけども、いろんな案が出てくるんですけども、なかなか柱にはならないんですよ。細かい収益は上がるんだけど。巨大

企業ですから、やはりこれは、私は、どこかでも
う一度あり方を見直さなきゃいけないというふう
に思っています。

それから、最後、ちよつと時間が来てしまいました。特別定額給付金の話ですが、高松市がオンライン申請を中止したという報道も出てきているわけですよ。私も、オンライン申請をやってみたんです。あれはセッティングが結構大変で、私は、確定申告をやるので、去年セッティングをやったんですけれども、カードとか、ドライバをダウンロードしたり、なかなか大変で、時間がかかりました。一旦設定しちゃうと割と簡単なんですけれども。

それだけ苦勞して申請しても、あれは実は本人確認のためだけにカードが使われていて、申請は、直ちに住民基本台帳と結びついていないんですね。個人番号が結びつきがないので、それぞれ送ったやつを打ち出して、住民票と突合しているようなことも報道されているわけです。

問題は、私、やはり個人番号の利用方法だと思
うんですが、一つはね。もつと住民基本台帳と個
人番号を結びつけて、こういう場合にきちんと世
帯確認が自動的にできるような仕組みをつくるべ
きだと思います。

なぜ今回法律改正をしなかったのか、個人番号の使用方法についてしなかったのかということと、それから、先ほども申されていましたけれども、口座のひもづけですよね。これもやった方がいいと思うんですよ。確定申告のときは口座を申請してやるんですけども、一々しなくても、ひもづけておけばすぐ入ってくるわけですから、そういう仕組みはつくるべきだと思います。

場合によつては、うちの玉木代表も議員立法と言つていますし、自民党さんもやっていますから、せつかくいいものをつくつて、これは民主党政権、三党合意でつくつたものですから、せつかくインフラとしていいものがつくつてあるわけだから、もっと有効に使うべきだと思います。

いかがですか、最後。

○高市国務大臣 今、奥野委員からも非常に力強いお言葉をいただき、うれしく思っております。番号法は、民主党政権下で閣議決定をされ、その後解散で一旦廃案になりましたけれども、その後、自民、公明、民主三党で十分に練った上で可決、成立し、この番号制度を、もつともっと、多くの方々の利便性、そしてまた行政を効率化するために活用していかないかと思っております。

ちなみに、オンライン申請でございますが、今、オンライン申請によって給付が困難な事例ばかりが報道されているのですが、一般的には郵送申請よりは給付が早くなっております。本日までに、オンライン申請については九百九十九団体が給付を開始しております。郵送申請の給付開始四百九十五団体の約二倍となっております。

これは、電子署名をちゃんとしていただきますと、シリアル番号がございまして、これを給付対象者リストと迅速に照合することは可能なのですが、市区町村によってはそのようなシステムを導入していなかったという場合がございますので、これから、そういったことも含めてしっかりと改善するために頑張っております。

○奥野(総)委員 以上で終わりたいと思います。

○大口委員長 次に、佐藤公治君。

○佐藤(公)委員 立国社・無所属会派を代表して質問させていただきます。佐藤公治でございます。最初に、所管は内閣委員会、法務委員会ではあります。検察庁法改正に關しての森大臣の御発言、御答弁について、あえて高市大臣の御所見をお聞きしたく、質問させていただきます。先ほど奥野委員からも質問がございました口頭決裁、この件に關してでございます。

高市大臣も、内閣の一人としていろいろな閣議決定にかかわっていることから、全く関係がないとは言えないと思います。この検察庁法改正に關してということでございますけれども、私が特に気になることは、今から約二カ

月半前、高市大臣の二月二十八日のNHKの報道でした。その一部を読ませていただきます。

省内での決裁のあり方をめぐっては、森法務大臣が、東京高等検察庁の検事長の定年延長に關する法務省の文書を口頭で決裁して国会に提出したなどと説明して、野党側は、役所で口頭による決裁があるとは聞いたことがないなどと批判しています。これに關連して、高市総務大臣は、記者団から、総務省では口頭による決裁は正式なものとして位置づけられているのかと問われて、総務省では、原則電子決裁することが規則で定められて、私も電子決裁していると述べました。そして、会議への出席などは口頭で了解を得る場合もあるが、これは決裁ではなく口頭了解と呼んでいると述べ、総務省では口頭による決裁は正式なものと位置づけられていないという認識を示しました。

これは、大臣、事実でしょうか。

○高市国務大臣 たしか、記者会見のときに、記者から総務省における決裁についての御質問があった、それに対する回答であつたと記憶しております。

そもそも、決裁というのは、「行政機関の意思決定の権限を有する者が押印、署名又はこれらに類する行為を行うことにより、その内容を行政機関の意思として決定し、又は確認する行為をいう」とされております。これは、平成二十三年四月に内閣総理大臣決定の行政文書の管理に關するガイドラインにおいてしっかりと示されている定義でございます。

総務省で決裁を行う場合は、総務省行政文書取扱規則に基づいて、文書管理システムの起案様式を用いて起案することとなっております。

ちなみに、先月を見ましても、電子決裁処理は一〇〇％、三月、前の月も九九・七％。人事案件などにおいては紙決裁を用いることもあるというのが総務省のルールです。

会議への出欠など、口頭で了解を行うような場合もありますが、このような口頭了解については、特段明文の定めはございません。

決裁は、各府省の実情に応じて、各府省がみずから適宜定めると先ほど申し上げたガイドラインに書かれております。

○佐藤(公)委員 事実かどうかだけを聞いたので、ちょっと長い御説明、丁寧な御説明、ありがとうございます。

この後の私の聞きたいことも、ある程度そこには含まれているかと思っておりますけれども、あえて、ちょっとお聞きさせていただきます。

また、三月九日の参議院予算委員会において、吉川委員が少しこの件に触れているのを覚えていらつしやいますでしょうか。

しかし、吉川議員、残念なことに、高市大臣に、総務省では口頭の決裁を行うことはありますのでしよかとだけの質問でした。その質問の答弁は、今お話しされたようなことを話をしていたわけでございますけれども、「決裁の方法は、各役所において定められていると思いますが、総務省文書取扱規則によりまして、決裁は、起案はデジタルで行い、そして電子決裁を行っております。人事案件のみ、花押、署名という形で行っております。」こうお答えになられております。

私がここで言いたいことは、高市大臣はきちんとしたことをおっしゃられているということをお願いいたします。

それに比べて森大臣の答弁は、この三月九日の参議院予算委員会において、大臣もお聞きになられたと思いますが、口頭の決裁も口頭の了解とすりかえる答弁だつたと思つたら、議事録を読んでいると、口頭決裁も口頭の了解も同じ意味でございますと答弁されておりました。

了解と決裁の意味、定義等はここにも用意しておりますが、読むまでのことはないと思っておりますが、そのようなことを法務大臣がおっしゃったことに大変驚いた次第でございます。

私が心配していることは、先ほどもガイドラインというお話もございましたけれども、公文書管理だの、歴史的検証のできる文書を残すとかいう議論以前の問題かと思つていますが、大変失礼です

が、まともな高市大臣、いかがお感じになり、お思いになっているか、率直なお考えをお話し願えますでしょうか。この森法務大臣の発言、そして、してきたこと、この口頭決裁、口頭了解、すりかえる、しかも同じ意味だということまでおっしゃった。こういったことに高市大臣の率直なお考えや意見をお聞かせください。

○高市国務大臣 まず、先ほど、決裁が定義されているという行政文書の管理に關するガイドライン、平成二十三年四月一日内閣総理大臣決定の中には、「文書の決裁、進達及び施行については、各行政機関の実情に応じ、適宜定めるものとする」と書いてありますので、また総務省と法務省においては、中でのルールが違うのかと思っております。だから、法務省における取扱いが法務省において定められているものだと思っておりますので、森大臣の御発言に對する答弁は差し控させていただきます。

○佐藤(公)委員 この問題は、今もお話ししたように、公文書管理だの、歴史的検証ができる文書を残すとか、ガイドライン以前のお話です。森大臣が答弁されたことは、あきれ返るようなお話だと思います。

まさに、口頭決裁、口頭了解、問題なのは、この方法論もさることながら、その内容が大変に重たいものだと思うのですが、この決裁の内容を、高市大臣、覚えていらつしやいますか。

○高市国務大臣 参議院の予算委員会でも三月九日にあつた議論の話でございます。法務省の決裁の具体的な内容は、ちよつと、今突然聞かれても私はわかりません。申しわけありません。

○佐藤(公)委員 これは一言で言えば解釈変更です。これは解釈変更、大変なことだと思つてます。

そこでお聞きしますが、総務省でも、今までに解釈変更といったことがありましたでしょうか。

○高市国務大臣 総務省において、法令の解釈変更ということは過去にございません。

○佐藤(公)委員 でしたら、もし法令における解

釈変更をされる場合の手続はどのようにされるのか、特に大臣決裁に関してはどのような形で行われるのか、いかがでしょうか。

○高市国務大臣 総務省の行政文書取扱規則の規定では、仮に総務省で法令解釈の変更をする場合には、内容の重要性に応じて、大臣、事務次官又は局長の決裁を得ることになります。ただ、文書施行の名義人は大臣ということになります。

○佐藤（公）委員 それは段階的なお話だと思いますけれども、それはまさに、私もきのう資料をいただきましたけれども、特に重要なもの、重要なもの、軽微なもの、いろいろと種別があるかと思っています。

私がここでもう一回確認をしたいことは、口頭決裁や口頭了解などはしない、先ほどの、きちっとした手続のつとてされているというお話でしたので、そういったことは、あり得ない。つまり、口頭決裁であるならば、それは決裁していないということになりますよね、もしもしていたのであれば、ということは、その決裁をしたことは無効ということに総務省の場合ではなるということになるのでしょうか。大臣、いかがですか。

○高市国務大臣 総務省ではそもそも口頭で決裁をいたしませんので、それは有効ではございません。

○佐藤（公）委員 もし口頭決裁や口頭了解などの不備があったら、解釈変更を正当化するために、もしもそういうことがあったとしたら、不備というところで、もう一度必要な決裁をやり直すということになるのでしょうか、大臣。

○高市国務大臣 前回の三年弱の間も、今回の総務大臣再任後も、決裁は全て電子決裁が署名で行っておりますので、口頭で何かを決裁することとはそもそも総務省ではあり得ません。仮に何か口頭で私が了解したことについて決裁が必要な事項であれば、改めて決裁をしなければなりません。

○佐藤（公）委員 私の言いたいことは、大臣、大

体おわかりになってくださったと思います。

法務省は、その後、解釈変更を口頭決裁で行ったことを正当化して、きちんとしたやり直しをせず、そのままにしている。後づけと言われるようなお話もございします。そして、先般も内閣委員会では、きちんとした基準も示せない等々のいろいろな問題がある中、そもそもこの検察庁法改正の組立て、土台がおかしい、壊れているというか崩れているように思えるんですけれども、論理的に考えて、高市大臣、どう思われますか。

○高市国務大臣 国家公務員法改正案のお取扱いについては国会でお決めになることでございましょうし、検察庁法の改正ということになると、やはり主管大臣は法務大臣でございしますので、ちよつと、この総務委員会の場合で私からその法律の内容云々について答弁をするということとはできないということをお理解ください。

○佐藤（公）委員 高市大臣の本当にはつきりしたお話がここで聞けるのかなと思つたんですけれども、それは今、いたし方がないお立場なのかもしれません。

ただ、一つ、この法案に関しては東海法案として継続審議というようになるようですけれども、私は検察庁法改正は切離しを考えてやるべきだと思いますけれども、大臣、どう思われますか。

○高市国務大臣 これも、東海でやるのか切り離してやるのかというところは国会において御了解をいただいたりした上での議論なんだろうと思っておりますので、私から、他省の所管の法案について、東海でやるべきとか切り離すべきといったことを申し上げる立場にはございません。

○佐藤（公）委員 いや、立場にいらっしゃるんですよと私は思います。

それは、決めるのは、例えば国会の中で決めること、与党の皆さん方が国会運営において決めることかもしれませんけれども、大臣として、これは単独でやる、こつちは分けてくれ、これは意思として、法案を提出するときに話としてあつてもおかしくないと思ひますけれども、大臣、いかが

ですか。

○高市国務大臣 例えば総務省所管の法律案でございしましたら、これは東海で、非常に内容に關係性が深いものですから、東海で両方一緒に審議しなきゃ仕方がないねとか、これは分けてもいいんじゃないか、そういった話合いを大臣室ですることとはございします。それは適切に判断をされていると思います。参議院の方の総務委員会でも、なぜこれを東海のかとか、そういった御質問というのはいただいており、適切に説明ができていますと考へております。

○佐藤（公）委員 この法案を含めて、定年關係のことに關しては、この総務委員会でも総務省でも大變關係のあることなので、私は、大臣もきちんとしてお話し、主張をすべきだというふうに思ひ、お聞きしている部分がありますが、改めて、この検察庁法改正は問題であること、また、東海で法案審議を行うことの問題を強く指摘し、この件に關しては終わりたいと思ひます。

さて、続きまして、新型コロナ対策における質問に移りたいと思ひます。

まず、地方を所管している総務省として、現状の地方においての問題点をどのように整理し、認識しているのか、わかりやすく、優先順位をあらわしながら、簡潔に御説明願ひたいと思ひます。

○高市国務大臣 以前にも佐藤委員から御質問いただいたいて、そこまでの経緯は御承知いただいていると思ひますが、前回にも紹介しました都道府県、指定都市の幹部と総務省職員との一対一の連絡体制、まだ続いております。これは、地方公共団体に最新の情報を提供するということとともに、地方団体の御要望を伺つて關係省庁にフィードバックを續けてまいりました。

これらを受けて、四月三十日に成立した補正予算では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の創設や、雇用調整助成金の特例措置の拡大といった、地方団体から特に強い御要望のあつたさまざまな施策について具体化されております。

現在、総務省としては、市町村における特別定額給付金の支給に向けた支援、これは地方の自治事務としてやっていたいただいておりますので、できる限りの支援をさせていただいているのと、又是在宅学習、在宅勤務、オンライン診療などを後押しする情報通信ネットワークの整備などに取り組んでおります。

それから、四十七都道府県に設けられた総務省の行政相談センターがございしますが、關係機關の相談窓口や各種支援策の情報を整理して発信するということとともに、センターに寄せられた相談内容について、關係府省への情報提供を行つております。

この優先順位づけというのは非常に難しゅうございしますが、今、特にやはり定額給付金關係の支援、それから、先ほど来もお話が出ていますけれども、いかに光ファイバーを早く整備していくか、そしてまた、消防資機材などについても不足のないように、救急隊員の方々に昼夜を分かたず働いていただいておりますから、こういったことに取り組んでおります。

○佐藤（公）委員 お話をまとめると、給付金の問題、そして情報インフラの問題、そして消防の問題、この三つが、今、総務省として、大臣として、問題が起きている大きな三つだというふうに御説明をされたのでしょうか。

○高市国務大臣 それにとどまらないと思ひますが、今総務省として特に力を入れて取り組んでいること、また、今回、先般お認めいただいた補正の執行において取り組んでいることということで挙げさせていただきます。

ただ、総務省は、地方公共団体からいただいたお声を毎日のように關係各省にお伝えをし、そしてまた、それを毎日毎日チェックしています、実現したこと、実現していないこと。そういう役割を果たすということが今は重要だと考へております。

○佐藤（公）委員 もう余り時間がないので、この話は一時間、二時間かかってしまひます。

きょう、ここに、私は今地方に起きている問題点を全部、ある程度調べて書き出しました。なぜこういう問題が起きているのかということ、きちっと大臣とお話をしたかったんですよ。

大臣は、前回の三月十七日の私の質問に対して、一対一の対応をしている、情報をきちっと提供している、立派なことをおっしゃっていました。でも、実際、これだけの、私がきょう持つてきている地方での問題点、山のようにありますよ。何でも、このコロナ対策、二次補正、そして第二波のことを考えたときに、きちっと検証、総括をしていかなければ同じ問題が起きてしまう。

大臣、じゃ、情報提供、そして情報の吸い上げ、一対一の体制は、今機能しているんでしょうか。

○高市国務大臣 機能いたしております。日々、私のもとに各都道府県から、都道府県下の市区町村から来た声も含めて、どういう要望があったか、それをどこの省のどの部局にお願いをしたか、そして、それらの総務省からお伝えした地方の要望についてどのように相手が対処したか、その報告が来ますので、かなり分厚いものになっております。

仮に、委員がお手元に、総務省の所管の事業で地方公共団体で今お困りのこと、たくさん持っていていただけるんだったら、どうか総務省にお伝えください。精いっぱい取り組ませていただきます。

○佐藤（公）委員 今大臣がおっしゃられていることというのは、地方でやること、権限、総務省がやるべきこと、ある程度分けた段階で全部一緒になっちゃっているんじゃないんですかという指摘にも聞こえるんですけれども、じゃ、これを全部まとめて、たった一点、僕、大臣とそこは同じ思っています。

地方で、きのうも知事会がございましたけれども、まさに交付金がお金がない。一次補正のときに一兆円でした。しかも大体三千億、三千五百億、三千五百億、もうこの使い方は大臣大体おわかりになっていると思いますけれども、これでは全く足りないというのは、一次補正の前から私たち野党は言っております。そして、その金額は、五兆円ぐらい地方にまっすぐ上げるべきだ、その上で、地方に権限があるのであれば、そのお金を使って、権限だけを与えてもお金がなかったら何もできないという声は当時から上がっていました。それなのに一兆円になってしまった。

じゃ、大臣、この交付金をもっとふやしていく、二次補正へ向けての大臣の意気込み、そしてこの決意を少しお聞かせください。

○高市国務大臣 今般の新型コロナウイルスに関して国が行うさまざまな事業、また地方で行っていただくことに関しては、ほぼ全額国費負担となっております。

その上で、地方創生の臨時交付金については一兆円、使途は、地方が自由に使っていただけるように自由度を高めるということで、北村大臣のところで御判断をいただきました。

地方行政を所管する大臣としては、あのように自由度の高い交付金というものが更にふえていけば、今地方でお困りのさまざまな事柄、これは地方で感染者の数などによっても随分違ってきますから、そういったことにもお使いいただけるものだと思いますので、ふえるように期待をいたしておりますし、また、そうやっていくんじやないかなと思っております。

しっかりとそれは、政府の中で意見交換をさせていただきま。

○佐藤（公）委員 期待をしているんじゃないんで、それをかり得てくるというか、とるぐらいの思いで臨んでいただけたらありがたいと思います。

確かに、一兆円お金を用意をした。足りない。でも、大臣は今、自由に使えるお金と言いましたけれども、今までよりも自由度は高いかもしれません。

せんが、もっと自由度を上げたお金の渡し方が今必要なのではないか。

それはまさに、危機管理体制のときには想像力が最も大事と言われております。今、総務省の方でそれだけの想像力があるのか、それだけの話をする時間もおぎませんけれども、地方でも一生懸命想像して、想像力の中で、あれもしたい、これもしたい、でも、お金がないから、お金がないから、もうそこに尽きちゃう話ばかりなんです。先に手を打つ上では、ある程度一括したお金を、しかも自由度の高いお金を与えていっていただけることをお願いを申し上げたいと思います。話したいことはまだまだあるんですけど、大臣、この二次補正、今うわさになっている、私がマスコミで聞いているのは、二十七日閣議決定というふうなお話を聞いております。

これは質問通告しております。この補正予算、二十七日がもし閣議決定だとするのであれば、これからの数日間の間のスケジュールというのはどういうスケジュールになって、この一つの締切りというか、それはいつぐらいになるんでしょうか。

これは質問通告していません。わかる範囲で結構です。

○高市国務大臣 私の把握している限りでは、二十七日は概算決定の見込みというように聞いております。

先ほど先生がおっしゃった地方創生の臨時交付金も、これは、実は、総務省の所管ではなくて、内閣府の北村大臣のところになりますけれども、そちらから財務省と協議をして詰めていっている。また、総務省からも、必要な予算について検討し、今、各党などにも御説明をしたり、また財務省などとの協議もしている。そういう段階だと思えます。

二十七日は、まだ概算決定だと思います。

○佐藤（公）委員 済みません、時間がもうないのでも……

○大口委員長 時間がもう来ています。

○佐藤（公）委員 申しわけございません。

一次補正のときも、あれも、これも、もつとふやすべきだ、これを入れるべきだ、でも、もう締切りが来ているからもうこれ以上は無理だという、何かスケジュール的な押し問答があったようにも思いますが、地方では、特に私は西の方の選挙区でございますが、複合災害、災害がもう目の前にあるんです。今やらなきゃいけないこと、そして、地方の基金もほとんどつかつかつの状態になってきた。もう、このお金が頼りです。

どうか、多くの自由度の高い地方へのお金を配っていただく。そして、縦割りじゃないんです。僕は三月の十七日の日の委員会の質問のときでも言いましたけれども、総務省が本当に地方は頼りなんです。どうか力をかけてください。お願いします。

終わります。

○大口委員長 次に、西岡秀子君。

○西岡委員 会派立国社、国民民主党、西岡秀子でございます。

本日は、質問の機会をいただきました、ありがとうございます。

早速質問に入らせていただきます。

現在、大部分の都道府県におきまして緊急事態宣言が解除される中で、第二波を見据えた感染拡大防止と経済活動の再開の両立を図るという、大変難しい、大事な局面であると認識をいたしております。

我が党におきましても、それぞれの議員の地元の仕事者の皆様に、電話であつたり、往復はがきで要望や意見をお聞きをいたしました。

その中で、持続化給付金、雇用調整助成金、各種融資などについて、政府のさまざまな施策について、やはりスピード感が足りない、また制度が複雑過ぎて大変わかりにくい、また給付の要件が厳し過ぎて該当しない、そして、やはり、厳しい状況の中で融資を受けるといことは大変ハードルが高いので申し込むことができないという、さまざまな皆様の悲痛な声が届いております。

その中で、全国民に一律十万円を給付する特別定額給付金の申請、給付が始まりました。この短期間の準備等、御関係の方々皆様の御努力、御尽力、大変なものがあつたというふうに、まず感謝を申し上げた上で、この特別定額給付金につきまして質問をさせていただきます。

自治体の規模によって進捗状況も大変異なると思いますが、現在総務省で把握されている全国の自治体の進捗状況と今後の見通しについて御説明をお願いいたします。

○前田政府参考人 お答え申し上げます。

特別定額給付金につきましては、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うというこの給付金の趣旨に鑑みまして、早い地方団体におかれましては、五月中のできるだけ早い時期を目標に給付を開始していただくよう、準備を進めてまいったところでございます。

各団体からいただいた報告によりますと、全国千七百四十一市区町村のうち、本日五月二十一日までに、申請書の郵送を開始する団体は千三百九十八団体、全体の八〇・三％でございます。そのうち、給付を開始する団体が四百九十五団体でございます。また、マイナンバーカードを活用したオンライン申請の受け付けを開始する団体が千六百九十六団体、割合にしまして九七・四％でございます。そのうち、給付を開始する団体が九百九十九団体と伺っております。

総務省といたしましては、一日でも早い給付の実現に向けまして、これからも市区町村が迅速かつ円滑に事務を遂行できますよう、その進捗状況を把握し、各団体の状況を踏まえつつ、全力で支援してまいりたいと考えております。

○西岡委員 ありがとうございます。

申請書も、都道府県によってはもう届いているところも出てきているというふうに思いますけれども、今回の制度につきましては、主に受給権者と受給対象者というものをどのように位置づけるかということについて、いろいろな事例について個別にお尋ねをさせていただきたいと思います。

今回の制度における給付対象者は、令和二年四月二十七日に住民基本台帳に登録されている方であるとされております。この給付金につきましては、当初、国民全てにという表記でございましたけれども、現在、日本にお住まいの方へ、お一人につき十万円という表記に変わっております。

本来はお一人お一人に給付すべきものであると考えますが、先ほど御説明のあったような、できるだけ簡単に迅速にということであるのか、受給権者が世帯主ということになっておりまして、世帯主名義の口座に振り込まれることになっております。

これは、世帯主がまとめて受け取って、それぞれの受給対象者に渡すというような理解なのか、本来、この給付金はどのような性質のものであるか、また受給対象者との関係につきましてどのような整理をするのかにつきまして、お尋ねをさせていただきたいと思います。

○前田政府参考人 お答え申し上げます。

特別定額給付金につきましては、御指摘ありましたように、給付対象者につきましては、本年四月二十七日の基準日におきまして住民基本台帳に登録されている方としておりまして、一方、受給権者につきましては、当該世帯の世帯主としております。

これは、当該給付金が、家計への支援、これをその趣旨としていることを踏まえまして、居住と生計をともにする社会生活上の単位であります住民基本台帳上の世帯、これを単位として給付を行うこととし、また、申請及び受給は、その世帯を主宰する者であるところの世帯主が行うとしたものでございます。

○西岡委員 ありがとうございます。

家計への支援ということで世帯を単位にするという、今御説明がございましたけれども、例えば、子供の年齢にもよると思いますけれども、子供に支給された給付金を、世帯主である、これは親とは限りませんが、その方が使うことができるのか。

例えば、進学のために実家を離れ別の場所に居住をしている学生、住民票はそのまま実家に置いている学生など、世帯主から自分の給付金を受け取れない場合というものが発生するのではないかと予測をされますけれども、子供から世帯主へ、この場合、給付金の請求権というものは認められるのでしょうか。お尋ねをさせていただきます。

○前田政府参考人 お答え申し上げます。

この特別定額給付金につきましては、先ほども申し上げましたが、その給付につきましては、住民基本台帳に登録されております情報に基づきまして、世帯単位で給付することとしておりまして、受給権者は世帯主ということになっております。

これは、法律論で申し上げますと、この受給権者の方が市区町村に申出をしていただくことによりて成立するいわゆる贈与契約というふうになるわけでございまして、市区町村とその受給権者の間で、給付対象者の数も含めた額というものが確定するというふうな形のものとなります。

それで、その世帯の中におかれますお金の分け方につきましては、まさにこの世帯の中でどういうふうにお話をしていただくのか、いわば民民の契約関係というふうになるわけでございまして、そのベースで決まってくるというふうになります。

したがって、お話にありましたような、下宿等により世帯主と別に住んでいらっしゃる方、こういう方につきましては、住民基本台帳上同じ世帯に属しているという場合には、原則として当該世帯の世帯主が受給されるというふうになるものでございます。

○西岡委員 今の御説明に関連いたしました例えは配偶者や家族からDVを受けている方や、また虐待を受けている児童、障害者の方や高齢者の方、その方々が施設に入所されている場合などにしましては、特例としていろいろな対応が周知

をされているところでございます。これも大変対象を広げていただいて、いろいろな方が、性暴力であるとか、貧困であるとかその他の理由が複合的に重なることにより避難している方というふうには大変拡大されたことは評価をさせていただきます。また、こういうふうな事情ではないけれども別居をしているような方がおられるというふうに思っています。

今の御説明によると、世帯主に配られた後のことについては世帯の中で決めるということでございます。また、お一人お一人に給付をするという法的なことを考えたときに、やはりその給付金を手にできない方がおられるということは私は大変問題ではないかということを指摘をさせていただきます。

あと一点でございますけれども、基準日の二十七日以降に亡くなった方というものが給付の対象となっておりまして、その亡くなった方が世帯主である場合、また、この場合も、この方が単身者である場合、その給付金についてはどのような扱いになるのか。また、給付金を受け取られる前に亡くなった場合と後に亡くなった場合というものはまたその状況が違ってくるのか、このことについてお尋ねをいたします。

○前田政府参考人 お答え申し上げます。

この特別定額給付金につきましては、基準日におきまして住民基本台帳に登録されている方を給付対象者とするとしておりまして、基準日後に死亡した方につきましては、給付対象となりません。したがって、世帯主以外の世帯員が死亡された場合には、死亡された方の分も含めて世帯主に給付金が給付されることとなります。

一方、お話にございました、亡くなられた方が世帯主であった場合、その方が基準日以降に申請を行うことなく死亡された場合につきましては、まず、その世帯に当該世帯主以外の世帯員がいられっしゃる場合には、原則として、その世帯員のうちから新たに世帯主となった方が申請し、給付

を受けるということとなります。ただ、亡くなられた方が単身世帯であった場合には、他の世帯員がいらっしゃらないということになりますので、申請ができず、給付が行われないということになります。

なお、世帯主が申請後お亡くなりになり、既にその方に受給権が発生している場合には、他の相続財産とともに、相続の対象になります。また、給付された場合におきましても、もう既にそれは財産として給付された方に帰属しておりますので、同じように相続の対象になるということでございます。

○西岡委員 まだいろいろな場合があるというふうに思いますが、制度のたてつけが家計への支援ということの中で、ただ、やはり受給できない方がおられるということ、大変この給付金を待ち望んでいる方は多くいらっしゃると思いますけれども、給付されない方がおられる。これは世帯主が受給権者であるということに起因をしているというふうに思いますけれども、これにつきましてはやはり問題があるということを指摘をさせていただきます。

次に、内閣府にお尋ねをいたします。

このたびの給付金については、マイナンバーを利用したマイナポータルでのオンライン申請が五月一日より開始をされております。現時点で各自自治体での利用状況、申請状況についてお尋ねをいたしたいというふうに思いますけれども、ちょっと時間の関係もありますので、まとめて御質問をさせていただきます。

オンライン申請の当日に、申請が集中したためにデータ入力が一時的でなかったことが発生したということをお聞かせいただけます。また、データの誤入力や、一人の方が複数回申請をするという二重登録が発生をして、大変現場が混乱をいたしております。

もともとマイナンバーを持っている方しかオンライン申請はできないわけですが、カードも、カード交付時にみずから設定したパスワードを忘れてし

まったために、パスワードの確認のためには市役所の窓口に向かなければならず、窓口に住民が殺到する事態となっております。

もともと、オンライン申請といいますが、住民基本台帳のデータは自治体のシステムで管理をしているために、オンラインで申請されたデータと住民基本台帳を突き合わせるという事務作業が必要であったり、また、先ほど申し上げた誤入力や二重登録も相まって、市区町村の事務の負担が大変増大をしている現実がございます。

同じ方が何度も申請をできるというシステム上の問題もあるというふうに思いますけれども、多くの方が給付を待っておられる中で、この改善や対策について、どのようにこのことに取り組んでおられるのかということをお伺いをしたいと思います。

自治体によっては、書面による申請の方が早いので書面で申し込むようにということ呼びかけたり、オンライン申請自体を中止した自治体も出てきております。短時間でシステム構築であったり、大変だということも理解しますけれども、この状況というのについて今どのようにお取組をされているのかについて御説明をお願いいたします。

○向井政府参考人 お答え申し上げます。

まず、特別定額給付金のオンライン申請につきまして、本日までに受け付けを開始した市区町村は千六百九十六団体、オンライン申請の件数は昨日のゼロ時時点で百八十一万六千四百三十件となっております。

それから、オンライン申請につきましていろいろ御指摘がございました。

まず、申請開始日に混み合ったことにつきまして、受け付け開始日の午後におきましてアクセスできない事態が発生し、これについては厚くおわび申し上げます。

この原因につきましては、マイナポータルの能力不足、いわゆる太さの問題でございまして、これも、これではなくてはかにかあったところござい

ますが、いずれにいたしましても、これにつきましては四時間ほどで解消いたしましたので、今はスムーズに動いてございます。

それから、申請者の誤記入につきまして、誤記入対策をいたしまして、受け付け開始に向けて、一度入力した事項の自動転記機能、わかりやすい記載事項説明など対応に努めたところでございますけれども、申請受け付け開始後も、国民や市区町村、コールセンターとか、あるいはウェブ上のいろんな御批判、あるいは御助言等をできるだけ細かく拾い上げまして、それで優先順位をつけまして、ゴールデンウィーク、土日にかかわらず、日夜改修に努めております。申請を続けながら改修をするという作業に取り組んでございます。

その結果としまして、継続的に、適切な箇所にわかりやすい注意喚起をきめ細かく追加する、あるいは口座情報などの必須化及び入力内容のチェック機能追加などを実施していったところでございます。引き続き、継続的に申請者の誤記入を減らすための取組を進めてまいりたいと考えてございます。

それから、二重申請のことについても御指摘がございました。

二重申請に関しましては、同一人からの申請をできないこととすることが、マイナポータルで一度に入力可能な世帯員の数、十人と限られてございますので、それ以上の数がある世帯もございまして、したがって、それをシステム上取り組むのはちょっと困難でございますけれども、一方で、入力画面の適切な箇所におきまして、給付は一回であり、重ねて申請を行わない旨の依頼を記載したり、御提案のように、制度の申請方法の説明動画などにおいてその旨を追加するなど、鋭意対応を行ってまいりたいと思っております。

それから、事前の事務負担の軽減についても御指摘がございました。

内閣府、総務省では、これまでも、申請受け付けデータの一覧表作成、添付書類一括印刷ツール

の配付、市区町村に対しまして簡易な確認手順の提示など、市区町村が迅速かつ円滑に事務を遂行できるよう積極的な支援を行ってきたところでございます。

市区町村におきましても、一部で非常におくれているというような報道もございしますが、実際に、私ども、できるだけ現場と密接に連絡をとるようにしております。かなりの市区町村で、相当数、八割とか九割のほう給付を行ったところもございまして、そういう好事例を展開していくことによりまして、できるだけそういうふうな市区町村の事務負担の軽減に努めてまいりたいと思っております。

今後とも、誤記入を防止するための入力画面の改修や市区町村に対する技術的助言を引き続き丁寧に行い、市区町村の事務負担の軽減と給付金の円滑、迅速な交付に尽力してまいりたいと考えてございます。

○西岡委員 ありがとうございます。

引き続き、きめ細やかな対応を取り組んでいただきたいと思います。

ちょっと時間が迫っておりますので、自治体の窓口混雑についての解消につきましては、またブラスとして問題提起をさせていただいて、質問にかえさせていただきます。

三密状態を避けるためのオンライン申請であったわけなんですけれども、パスワードのことも含めて、一時、大変密な状態が各自自治体で起こったということでございます。申請用紙の郵送が始まって、届き始めております。特に高齢者の方を含めて、記入の仕方がわからないということ、窓口で直接お越しになつていらっしゃる方が大変多くおられるということ、私の地元の市役所でそういう事態が起きておりますので、このことも含めて、やはり自治体の負担の軽減ということについては引き続きぜひ支援をお願いをしたいというふうに思います。

一部ちょっと順番を変えさせていただいて、給付金の第二弾の支給と、あと地方創生臨時交付金

のさらなる増額について、まとめて質問をさせていただきたいというふうに思います。

この給付金については、今後、長期的に感染防止対策に努めながらの経済活動ということになるので、引き続き大変厳しい状況が長く続いていくというふうに思いますけれども、この第二弾の支給について考えておられるのかということ、先ほど、佐藤委員からも言及がございました。知事会においても三兆円は必要だということで、既に自治体によっては、国に先行して、自治体独自の支援策で、もう既に交付金を使い切っている自治体が多くございます。

さきの補正予算の組み替えとして、私たち野党として、総額五兆円を求めているところでございます。やはり、この一兆円を決めるときに、もつと先を見通した中で総額を決めていたら、自治体の方が自由に使える交付金が既に手元にあるという状況だったというふうに思いますけれども、この二点についてお尋ねをまとめてさせていただきます。

○大口委員長 持ち時間が来ておりますので、簡潔に黒田大臣官房審議官からお答えください。

○黒田政府参考人 まずは、定額給付金の第二弾に関してお答え申し上げます。

まずは、既に千を超える自治体で給付が開始されているこの定額給付金をできるだけ早く、かつ多くの方々にお届けする必要があると認識しております。

今後とも、事態がどの程度長引くのか、どのように状況が変わっていくのか、しっかりと注視しつつ、臨機応変に対応を考えていく必要があると認識しております。

○西岡委員 済みません、それでは、時間となりましたので、今の臨時交付金についてもぜひ増額という方向で進めていただきたいと思っております、よろしくお願いいたします。

これで質問を終わらせていただきます。

○大口委員長 次に、本村伸子君。

○本村委員 日本共産党の本村伸子でございます。

す。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

きょう、まず最初に、一人十万円の特別定額給付金について質問をさせていただきたいというふうに思います。

総務大臣は、先日の質疑の中で、DVや虐待の被害者の方が逃げたら給付金を給付するという、まずは逃げてくださいという御答弁をされました。

私は、国会秘書をしておりました。八田ひろ子参議院議員の秘書をしておりまして、そのときに、参議院の共生社会調査会のDV法をつくるプロジェクトチーム、そこで八田議員が活動しておりました、その秘書をしておりました。

DV防止法をつくるときに、被害者の方や支援団体の方々からよく言われた言葉がございまして。DVというのは、本来、加害者が責めを負うべき問題でございまして。それなのに、なぜ被害者が仕事も人間関係も失って逃げなければいけないのかというお言葉が常に言われていた言葉でございまして。そういうことはしっかりと前提として議論をしなければいけないというふうに思っております。

この特別定額給付金、被害者の方が受け取ることに高いハードルを課している制度になっているというふうに思います。

資料を出させていただきましたけれども、これは岐阜県のDV防止の啓発冊子で、「ひとりで悩まないで」というものの抜粋でございます。二ページ目を見ていただきたいんですけども、逃げ出せないのはなぜというふうにございまして。

内閣府の方でもこうした啓発をされているというふうに思いますけれども、被害者の方はさまざまな要因で身動きがとれない状態にあるというふうに思います。その点、内閣府さんにお示しをいただきたいと思っております。

○伊藤政府参考人 お答え申し上げます。内閣府が平成二十九年、二十歳以上の男女五千人を対象に実施いたしました男女間における暴

力に関する調査によりますと、配偶者から被害を受けたときの行動として、女性の場合、相手と別れたが一割程度、別れたいあるいは別れようと思ったが、別れなかったというのは四割半程度というふうになってございます。

配偶者と別れなかった理由といたしましては、女性では、子供がいるあるいは妊娠したから、子供のことを考えたからが約七割、経済的な不安があったからが約五割、相手が変わってくれるかもしれないと思つたから、それから、世間体が悪いと思つたからというのがそれぞれ二割程度というふうになってございます。

また、そのほか、暴力を受けた場合、DVを受けた場合、逃げたら殺されるかもしれないというふうに強い恐怖を感じたり、あるいは、暴力を振るわれ続けることによりまして、助けてくれる人は誰もいないといった無気力状態に陥つたりというふうなこともございます。

また、夫から逃げた場合に、仕事をやめなければならなかったり、あるいはこれまで築いてきた地域社会での人間関係を失つてしまうというふうなことで、失うものが大きいといったようなこともあるというふうに承知をしております。

○本村委員 法務省の方にもお伺いをしたいんですけども、性的虐待の被害者に対して、逃げることでできなかつたのに、逃げなかつた被害者が悪いのかのような言葉が司法の場でもありまして、被害者の方々を傷つけるという事態がございまして。

そうならないためにも、被害を受けた方々の、当事者の方の声を受けて、被害者心理について研究をされているというふうに思いますけれども、お示しをいただきたいと思っております。

○西山政府参考人 委員のお尋ねからいきますと、家庭内の性的虐待に関してというふうに存じますので、それに関してでございますけれども、もとより、家庭内で、例えば親が子から虐待を受ける場合におきまして、子が逃げられない事情というものも、当事者間の関係性も含めまして、

個々の事案によつて異なり得るため、一概にお答えすることは困難ではございます。

その上で、法務省が本年三月まで行つてきました性犯罪に関する実態調査ワーキンググループ、このヒアリングを行つておりますけれども、委員お尋ねの点に關係しましては、被害者心理学の専門家等から、例えば、抵抗を試みても行為がとまらないと、そのうちに無力感や諦めを感じるようになる、あるいは、支配服従關係が形成されている場合には、言うことを聞かなければ更によくないことが起きると被害者は学習しているため、反抗せずに加害者に従うといった、被害者が抵抗あるいは他者に相談することができない心理状態について指摘があつたところでございます。

また、加害者のもとから離れられないという場合に関しまして、例えば、加害者に学費や生活費を負担してもらつたなど、経済的に支配されているといった、経済的な要因についても指摘があつたところでございます。

○本村委員 ありがとうございます。

DV被害当事者、あるいは性的虐待を始め被害当事者に対し、そんなにまでされてなぜ逃げなかつたのかというふうに言われることがありますが、逃げたけれども、被害当事者は、逃げなかつたのではなく、逃げられなかつたという現実がございまして。なぜ逃げなかつたのかという言葉は、逃げられなかつたあなたが悪いというような意味を含むことになり、被害者を責める言葉になつてしまつたために、決して発してはならない言葉だと。これは、今、日本助産学会の理事長をされている研究者の方の言葉でございまして。

逃げたら給付金を個人に渡すという制度は、こういうことを踏まえた制度になつていないというふうに思います。

もう一度、この岐阜県のDV防止啓発冊子を見ていただきたいんですけども、一ページのところにも暴力の種類が書かれておりまして、精神的暴力、性的暴力、身体的暴力、経済的暴力が書かれておりまして、緑の線を引かせていただいたん

ですけれども、暴力や言葉により傷つけられ、加害者に心理的にコントロールされた被害者は、逃げることもできなくなりまうという記述もござい
ます。

また、三ページのところを見ていただきたいん
ですけれども、相談を受けたときの注意として、
家を出るべきなどと指示、強制しないというふう
に書かれております。

また、四ページのところを見ていただきたいん
ですけれども、経済力の格差や社会的地位の差な
ど、社会構造、夫が妻に暴力を振るうことについ
て寛容な考え方、お互いを対等なパートナーと
見ない女性差別や男性差別の意識など、ドメス
ティック・バイオレンスの背景にある問題は、社
会全体で取り組み、解決しなければなりません
というふうに記述をされております。

こういうことも踏まえた制度にしなければいけ
ないというふうに思います。

東京の品川区のパンフレットも御紹介をしたい
というふうに思っています。

あなたが相談を受けたらというところで、どう
して暴力をとめなかったのか、逃げなかったのな
どと言わないでください、離れることが難しいの
がDVであり、デートDVなのです、あなたは悪
くないと何度も言ってください、その人が自分で
考えて自分の行動を決めることができるまで支え
てください、その人が自分で決めたことでない限
りうまくいきません、相談先を伝えてくださいと
いうことも書いてあります。これは、その人が自
分で考えて自分の行動を決めるまで支えてくださ
いと書いてありますのは、結局、逃げて戻ってし
まったり、あるいは連絡をとってしまったりとい
うことで、また暴力を受ける場所に帰ってしま
うということもあるものですから、こういうふう
に書かれているというふうに思っています。

こうやって、被害当事者の方々に寄り添って、
自治体も啓発に頑張っているわけでございます。
今の総務省の特別定額給付金は、世帯単位の支
給だ、受給権は世帯主にあると。DVや虐待被害

当事者に、逃げたケースしか個人に給付しないと
いう制度は、被害者に寄り添った制度としても言
えないと思いますけれども、大臣、いかがでしょ
うか。

○高市国務大臣 今回の特別定額給付金は、これ
は緊急経済対策に明記をされておりますが、簡素
な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うと
いう趣旨でございましたので、住民基本台帳法の
世帯を単位として給付を行うこととしたしまし
た。例外的に、家庭内暴力や虐待で住所を事実ど
おりに登録できていない方、つまり、委員がおつ
きやる避難をしている方に当たるんですが、こう
いった方々については、一定の手続を経て給付金
が受け取れるようにいたしました。そこはよく御
承知いただいていると思います。

特に、このような例外的な措置を行うに当たっ
て、支援されている団体の方々の御意見もお伺い
をいたしましたし、被害を受けておられる方の実
態も踏まえて、対象者に対しては、支援団体から
情報提供を行っていたほか、支援団体の御協
力もいただいた上で、家庭内暴力、虐待を理由に
避難していることの確認書の発行や、また代理申
請も行えることにいたしました。

ですから、避難していただいている方には給付
金が個人単位で受け取れる、また、お子さんと一
緒であれば、お子さんの分も受け取れるようにな
るんですが、ただ、家庭内暴力と虐待を受けてい
て、命に危険が及ぶ場合もございしますので、これ
は、単に特別定額給付金の受給の問題ではなく
て、まずは、暴力を受けていらっしゃる方々に
は、相談窓口や支援団体などに相談して、避難し
ていただくということが先決だと考えておりま
す。

また、その上で、将来、家計単位じゃなくて、
個別の給付というものをと前向きに考えるべ
きだということであれば、迅速な給付を実現しよ
うと思うと、けさからいろいろ御意見も出ており
ますけれども、マイナンバーと給付用口座のひも
づけといった番号法の改正といったことが視野に

入ってくると思いますので、ぜひ、そういう提案
案が出てきたときには、御賛同賜りますようにお
願いを申し上げます。

○本村委員 家庭内で同居をされていて個人給付を
求める場合に、窓口に行ったり、電話をしたりす
るわけですが、それは勇気ある第一歩とし
て、しっかりと見て、個人に給付するということ
を考えていただきたいというふうに思います。

暴力を振るわれて、そして給付金も加害者にと
られる、それを仕方がないということで認めるよ
うな制度にしないいただきたいんです。同居で
あっても、被害者の方がもう可能性を否定しな
いでいただきたいというふうに思います。基本的
には、もろえる制度にするべきだというふうに思
います。

国から、やはり、虐待やDVに苦しんでいる
方々、個人に受け取れるという被害者の立場に
立ったメッセージを発することは、被害者の皆さ
んにとつて、エンパワーメントにつながるかもしれ
ないわけでございます。力を与えるかもしれない
。新しい生活に踏み出していく、そういう力に
なるかもしれない。

そういうこととして、ぜひ、考え方として、逃
げることができないとしても、被害当事者の方に
給付するんだ、被害当事者に寄り添った考え方を
するんだというふうに考え方を変えていただきた
いと思いますけれども、大臣、いかがでしょう
か。

○高市国務大臣 今回の特別定額給付金につきま
しては、もう世帯単位で既に給付を始めていただ
いている市区町村も多くございますので、今から
制度を見直して世帯の構成員単位にするという形
をとるのは実務的に無理でございます。

その場合に、虐待を受けていらっしゃる方、そ
の方に絞り込んで個人に行くようにするというの
も、これも、なかなか市区町村として、それらの
情報を全て把握できるかといったら、そういうこ
とではないでしょうし、個人単位ということにな
りますと、何歳以下のお子さん、何歳以上のお子

さん、いろいろなことを考えながら、例えば零歳
児、乳幼児で口座がないといったときにどうする
んだとか、さまざまな議論が出て、今回の給付に
大きなおくれが出てしまうので、的確かつ迅速に
家計への支援を行うという趣旨に鑑み、今回は世
帯単位でこの事業をなし遂げさせていただきます
と存じます。

○本村委員 今回、柔軟に、民間支援団体の方も
確認書を出して、そして代理申請できるというよ
うにしていたいたということは、私もその点は
非常に評価をしておりますけれども、例えば、同
居であっても、民間団体の方に相談をかけた、確
認書を出した、そういう場合には給付するという
ふうな制度を検討していただきたいんですけれ
ども、大臣。

○高市国務大臣 同居されているという場合に、
民間支援団体の方が、虐待を受けているという確
認書を出したとしたら、これはもう事件性が出て
くると思います。早急にこれは避難し、保護され
るべき立場の方であると思います。

これは、同居をずっと続けることに命の危険が
生じると思いますので、やはり避難していただく
ということが先決だと私は思います。

○本村委員 だから、先ほど来、逃げることで
きない状況を、内閣府さん、法務省などもやり
とりさせていたいただいたものだから、ぜひ検討を
していただきたいと思うんです。

若い方、学生さんからも、同居をしても親
に食事も学費も出してもらえない、食事も学費も
自分で出している、一人十万円は、でも受けとれ
ない、親に入ってしまう、アルバイトが減って本
当に困っている、受け取れるようにしてほしいと
いう声が出ております。

○高市国務大臣 別に、制度設計が間違っている
と思っております。これは、緊急経済対策、閣
議決定されたものの趣旨に従って制度を設計した

ものでございます。

迅速かつ的確に家計への支援を行うということ
がその趣旨でございましたので、世帯を単位にさ
せていただきました。

○本村委員 迅速にかいろいろ言われるんです
けれども、被害当事者にとつてはいつまでも受け
取れないということになりまして、全く迅速では
ないわけです。

被害当事者に寄り添った対応ができるように、
もう一度検討していただきたいと思っております
も、大臣、お願いしたいと思っております。

○高市国務大臣 ですから、このたびの特別定額
給付金につきましては、もう事務的に動き出して
おります。申請書の発送、オンライン申請の受け
付けも始まり、さらには給付も随分進んでおりま
すので、これをまた一から制度設計として見直す
ということについては困難でございます。

一 少なくとも、避難をされている特別な事情が
あって、今、住民票がある住所と住まいの場所が
違うという方々には支援団体の支援も受けて受け
取っていただけるようにしましたし、また、いわ
ゆるホームレスであったり、またネットカフェで
生活をしているといったことで、今すぐに、住民
票がないんだとか住民票の所在地と違う地域にい
るんだという方々についても、支援団体の支援を
受けて受け取っていただけるようにいたしまし
た。

これは精いっぱい対応でございますので、今
システム全部を見直すということについてはお受
けできないということで、御了解ください。

○本村委員 了解はとんでもできないというふう
に思いますので、被害当事者の立場に寄り添った対
応ができるような制度設計、ぜひ改善をしていた
だきたいというふうに思います。

次に、確認なんですけれども、虐待を受けた未
成年の子は個人給付の対象ではないというよう
な誤解もございます。個人給付されますねという確
認。

そして、ネグレクトや虐待など、被害を受けた

子で、困難を抱えた子が一時保護されているん
ですけれども、一時保護の方も、施設とか、受け取
れないんじゃないかという誤解が現場でさまざま
ございまして、総務省がわかりやすく、いろいろ
やりとりをさせていただきまして、支援団体の皆
さんも声を寄せてくださいます、そして事務連
絡が変わったわけですから、そういう現場の
混乱がございまして。

今、新型コロナウイルス感染症の影響で、家に
いられない若年者からの相談が、例えば一般財団
法人C o l a b oさんなどには、本場に相談が急
増しているということで、そういう中で、十代、
二十代の若い方のために本場に頑張っておられ
る方々が声を上げられて、そして事務連絡やQア
ンD Aを何度も何度も総務省も変えていただい
てい、これまでも、しかし、まだまだ現場に届い
ていないという実態がございまして。

厚生労働省の自見先生にも来ていただいたん
ですけれども、こういう事務連絡やQア
ンD Aが出されても、児童相談所とかそういった福祉の現場
で共有されていない問題がございまして。ぜひ徹底
をしていただきたいというのが一点目。

また、二点目ですけれども、児童相談所など
に子供たちが相談するケースがあるわけです。ある
いは、役所の子供家庭関係を担当する部署、そう
いったところに相談するケースがあるわけです。
そこでワンストップで確認書を出せるようにする
べきだというふうに思いますけれども、その点。

三点目。虐待を受けた子供さんの方に支給でき
るはずなのに、まず親の方に意向を聞いてからと
いう対応も現場では出ております。制度自体、そ
ういう制度じゃないかと思っておりますけれども、被害当
事者の意向を大事にする対応をするべきだとい
うふうに思いますけれども、その点、お答えいた
だきたいと思っております。

○自見大臣政務官 お答えいたします。
特別給付金の支給における親族からの暴力等か
ら避難している事例への対応につきましては、五
月十五日に総務省から自治体に対して事務連絡が

発出をされて、未成年が対象として含まれる
こと及び子供から児童相談所に申出があった場
合、児童相談所が確認書の発行主体となり得るこ
とが明確に示されたところであると承知をいたし
ております。

これを踏まえまして、厚生労働省におきまし
ても、当日、こうした取扱いにつきまして、自治
体の児童福祉主管課に事務連絡を発出したところ
であり、引き続き周知徹底に努めてまいりたく存
じます。

また、続きましてでございますが、これら、五
月一日に総務省から未成年の取扱いが明示され
ていなかったところ、五月十五日に総務省から自治
体に対して未成年の取扱いや児童相談所の対
応も示されたことを受けまして、五月二十日に再
度事務連絡を出しましたが、御存じのように、未
成年には非行なども含めてさまざまなケースが考
えられることから、児童相談所における特別定額
給付金に係る申出への対応や、子供への支援の実
態をよくフォローし、子供の最善の利益のために
現場で適切な対応が行われるように取り組んでま
いりたいと思っております。

また、最後、保護者の意向を確認する必要があ
るのかという御質問でございましたけれども、ま
ず、五月の十五日に総務省の事務連絡により、申
出を行うことができる者に未成年が含まれるとい
うことが周知され、また加えて、繰り返しですけ
れども、厚労省より五月二十日には、自治体に保
護者の同意は不要であるという総務省の見解を周
知したところでございます。

こうした未成年が申出を行う場合の対応につ
きましては保護者の同意は認めないこととしており
ますが、非行などを含めてさまざまなケースがあ
ることから、福祉的な観点から、児童相談所等
の現場において、個々のケースにおいて支援に適切
につながるかどうかということが非常に重要であ
るというふうに考えてございます。

その上で、給付金を受け取ることの意義を丁寧

に子供に説明し、その後の支援も行っていくこと
など、子供の最善の利益のために、子供に寄り
添った支援が児童相談所等の現場で適切に行われ
るよう、引き続き周知徹底に努めてまいります。

○本村委員 ありがとうございます。

時間が足りなくて、答弁をお願いしたんですけ
れども答弁していただけない方がみえて申しわけ
ないというふうに思っております。

最後に、私も、地方創生交付金、この増額を強
く求めたいというふうに思います。

今、静岡市では、財政調整基金あと一億円足ら
ずということで、本場に地方財政は大変になって
おります。ぜひ、安定した運営ができるように財
政措置をとるべきだというふうに思いますけれど
も、御答弁お願いしたいと思っております。

○大口委員長 持ち時間が来ておりますので、こ
れで終わってください。

では、藤原内閣府大臣政務官、簡潔に。

○藤原大臣政務官 臨時交付金につきましては、
現在、実施計画の策定に取り組んでいるところで
ございますけれども、地方からも金額を更にあ
げてほしいという声をいただいているところであ
ります。

臨時交付金につきましては、今後、地方の声や
実情をしつかり見きわめながらその扱いを検討し
てまいりたいと思っております。

○本村委員 ありがとうございます。

○大口委員長 次は、足立康史君。

○足立委員 日本維新の会の足立康史でござい
ます。

共産党、しっかり時間を守りましょうね。最近
は、共産党の委員の方は、時間が終わってから
う一問というのがデフォルトになってきていま
すが、委員長の差配のもとで御許可をいただきな
がらやっていただきたい、こう思います。

さて、今、共産党の委員の方の質疑を聞いてい
ましたが、世帯じゃなくて個人だ。いろいろ
と、確かに現場には難しい問題があるので、その
一つ一つを取り上げながら解決していく、これは

国会でも指摘していったらいいと思うんです。でも、そのために必要なインフラ、例えばマイナンバー制度、これには共産党は赤旗でもう猛反対をずつとつけています。

ちよつときよう御用意しましたが、これはマイナンバーについて国会で質問した回数です。まず、志位委員長はマイナンバーという言葉に触れたくない。小池さんは、これは一回だけあります。これはマイナンバー反対の議論です。だから、そういういろんな、国が考えている制度に猛反対しておきながら、何かその果実だけは欲しい、そういうのはやはり僕は、共産党のふだん訴えていらつしやる、共産党の活動の多くがそういう側面があると思います。だから、ぜひその辺は厳しく指摘をしていきたいと思っています。

むしろ我々国會議員が国会で議論すべきは、果実ばかり政府に求めるんじゃないくて、果実は国民が受け取ればいいんだから、そのためにどういう制度インフラが必要かということ徹底的に議論していく。日本維新の会はそういうスタンスで国会論戦に臨んできたし、これからもしていきたい、こう思います。

ここにあるように、マイナンバー、政府は、自公政権は、高市大臣筆頭にそれなりに頑張ってきたいていただいていると思いますが、とにかく野党の中では維新の会が、ここにお示しをしているように、片山虎之助共同代表も含めてやってきています。あと最近、突然、玉木代表とかが、いや、マイナンバーだとか言い出していますが、彼らは盛り上がりつきたら乗るといのがビジネスモデルですから、その辺も国民の皆様にはしっかりと見きわめていただきたいと思います。何かツイッターで玉木さんが、いや、マイナンバーやるべきだとかいつて動画を上げて何百リツイートとつています。

実は、今回、マイナンバー法の見直しについては、きょう小倉将信議員もいらつしやいます。自民党が一生懸命やつてくれています。相当早い段階から、私も新型コロナにマイナンバーを対応

させるべきだということで、これも予算委員会でもお示しをしましたが、釈迦に説法であります。三分野に限定されている。その中で、新型コロナを始めとする感染症はこの災害に含まれないので、あるいは関連の法律がマイナンバー法に規定されていないので使えないという問題が当初からあって、私もこの委員会でも何度か指摘をしてきた。

日本維新の会としては、第四弾の政策提言で、その一丁目一番地にマイナンバー法改正を位置づけ、そして第五弾でも、二次補正予算の審査と並行してマイナンバー法を改正すべきだという提言を安倍総理に、私も含めて、片山代表と一緒にお願いをしているところでございます。

それは経緯であります。高市大臣、マイナンバーについては、いろいろ関係者が多い中で、これまで御尽力をいただけてきていることはよく承知をしていますが、今申し上げた、維新の会が提言をし、そして自民党も、新藤座長、木原誠二幹事長、そして小倉将信事務局長で体制を組んで、PTの報告書を取りまとまり、ほぼ取りまとまった、公表していただいたと承知をしています。

この維新の会、自民党の提言を受けての高市大臣の所感というか、受けとめをちよつとお答えいただきたいと思います。

○高市国務大臣 このマイナンバーの活用につきましては、日本維新の会で早期から御提言もいただき、また、多分きょう正式決定なんだろうと思うんですが、自民党の新藤座長のもとでも活用の方策について具体的な御議論をいただいていると聞いております。

やはり今回の定額給付金、やってまして、今回せつかく皆さんが書いてくださった口座情報、これも各市区町村の個人情報保護条例というものがあつたので、その一定の役割を終えたら廃棄しなきゃなりません。後に残りません。ああ、もつたないことだと思つていました。

今後のことを考えますと、やはり、景気対策を

やるとか、それから福祉的な意味での給付金を出すとか、何か給付専門の口座がマイナンバーにきつちりとひもづいていれば、先ほど来、共産党から御提案がありましてような個人単位への給付というものが迅速にできましようし、そういうことを検討していただく流れが大きく出てきたということを大変歓迎いたしております。

これは議員立法になるのか閣法になるのか、また皆様方の御活躍に大いに期待をしたいんですけども、何としても法改正にこぎつきたいと思つております。

○足立委員 ありがとうございます。

今、閣法、議員立法という話が出ました。小倉先生とは、野党である、一弱小野党の私が余り小倉さんといういろいろやつていっているとか角が立つ面もある中で、水面下でやつていますが、玉木さんはツイッターで言うばかりで全くやりません、やるやる詐欺であります。小倉さん、木原さんは、やると一回なれば必ずやつてくださるというところで大変感謝をしております。

大臣、せつかく今、議員立法、閣法という話がありました。自民党、小倉さんのチームと私たちのチームは、これはもう絶対この国会でやるぞというところで、目と目で語り合っているところでありますが、閣法という議論もあるのかどうか、その辺、いかがでしょう。

○高市国務大臣 恐らく、マイナンバーというものをフル活用しようと思うと、二段階の法改正になつていくんじゃないかなと思います。今、自民党のプロジェクトチームや、また御党で御議論いただいている内容というのを仮に議員立法で出していたら、それで一つ、給付用の口座とのひもづけということができます。

これは党によってルールが違うと思うんですが、少なくとも自民党の場合は、議員立法を出さうと思うと、理事会派全部の賛同をとらないとなかなか国会への提出というのは認められませんが、そういう意味でも、より広く会派の御賛同を得て、国民の皆様代表の御賛同を得て出てくる

法律案というのは、とても心強い、多くの国民の後押しがあるものだ、こう考えられると思います。

第二弾、更にマイナンバーというものをフル活用していいかと思つて、せつかくマイナンバーカードという一つのインフラ基盤があるわけでございますから、マイナンバーの活用、そしてマイナンバーカードのフル活用でより便利にしていく、次の段階の改革というものが今視野に入つておりますので、そこはかなり大きな話になります。閣法で考えたいと思つております。ただ、今国会は間に合いません。次期通常国会には絶対に間に合わせたいと考えております。

○足立委員 大変心強い御答弁をいただきました。まさにこの国会では、足元でできることを小倉さんと私でしつかり、あ、公明党も、ありがたうございます。國重先生も一緒にやりますか。きょうは、午後打合せするので、よかつたら入つてください。

今大臣おつしやつたように、この議員立法は、全会一致でやるぐらいの気持ちでぜひお願いしたいと思つています。共産党はもしかしたら難しいかもしれませんが、先日木原田元総理が財金で質問されました。野田総理が、いや、私がこれをやり出したんだということ、俺の玉だ、こうおつしやつていまして、麻生元総理も、いやいや、これは俺が総務大臣のときに導入したんだということ、最近マイナンバーに着目され始めたものから、みんな俺がやつたんだと言ひ始めていますので、ぜひ立国社の皆様にも乗つていただいて、いいものをつくつていきたい、こう思っています。

そして、今大臣おつしやつたように、閣法、第二弾ロケットの、来年の通常国会になるのかどうか分かりませんが、閣法で、やはりマイナンバーのフル活用に向けて議論を国会でもしていきたい、閣法で出されるということであれば、それを国会でも全面的に御支援をしていきたい、こう

思っています。

マイナンバー、マイナンバーカードについては、まだまだ国民の理解が十分でないところもあります。きょうはその点で、雇用調整助成金を例にちよつと議論をしておきたいと思っています。きょうは、厚労省から自見さん、ありがとうございます。

きのうかな、雇用調整助成金をオンラインでやるって華々しく立ち上がったら即日ダウンしたということ、ひっくり返っています。僕はあんなことやらなくていいと思うんですよ。

要するに、私が常々申し上げていることは、マイナンバーカードもそうです、マイナンバーカードは使ったらいけないけれども、でも、パスワードを忘れた方に、早くできるから仕方ないんだけど、役所にパスワードをもう一回再設定しに行くということが起こってしまいました、マイナンバーの本質は、むしろ、マイナンバーカードというのは本人認証のためにあるだけですから、だから、別に書類でやってもいいんです。ただ、本当にマイナンバーが役に立つのは、バックヤード、バックオフィスでのマイナンバー連携です。

例えば、先ほど申し上げたこれ、ここを見たら、ちよつと字が小さいですけども、雇用保険と書いてあります、雇用保険。今でも、雇用保険は、あるいは雇用調整助成金はマイナンバー法の対象です。新型コロナウイルスは対象になっていないんだけど、雇用調整助成金を含む雇用保険の制度は対象になっているんです。だから、法改正しなくても、雇用調整助成金はマイナンバーを活用したらいんです。

自見政務官、なぜ今まで、法律ではできないのに、雇用調整助成金の運用においてマイナンバーを活用してこなかったんですか。

○自見大臣政務官 お答えいたします。まず、御指摘のございました雇用調整助成金等オンライン受け付けシステムにつきましては、昨日運用を開始したところ、他人の個人名やメールアドレスなどが閲覧可能になるといったふぐあい

が発生したことから、現在、運用を停止しているところであります。

御承知かと思いますが、このオンライン受け付けシステムは、今まで事業主が申請書類を窓口を持参又は郵送する必要があったものを、申請書類の電子ファイルの申請受け付けウェブサイト上にアップロードすることにより申請できるようにしたものでございます。

その原因といたしましては、今回の初回登録時、登録者に対してシステム上で利用者を判別するためのIDが付与されますが、複数の者が全く同じ時刻に登録作業をした場合に、複数の者に同一のIDが付与されるというふぐあいが生じたところでございます。この結果、後から登録をする者の入力画面に先に登録をした者の個人名やメールアドレスなどが表示される状態となったものでございます。

このような事態を招いたことに心からおわびを申し上げるとともに、今後は、早急に、他にも閲覧が可能であった情報がなかったかなどの確認を進め、必要な対応を行っていく所存でございます。その上で、ふぐあいを解消するとともに、十分な再発防止策を講じ、システムを再開することとさせていただきます。

また、お尋ねございましたが、一方で、雇用調整助成金というのは、事業主向けの助成金でございます。助成額の算定基礎となる賃金や休業手当の額につきましては、個々の労働者に支払われた額ではなく、事業所における総額を用いてございます。また、休業手当の支払い率や休業の実態などは事業所からのみ得られる情報であることから、他の行政機関が保有する個人の情報を活用することとはしていないところでございます。

○足立委員 じゃ、自見さん、何で今、マイナンバー法に雇用保険の話、あれか、雇調金は特別だということか。ちよつと、きょうはそれがメー

僕は、雇用調整助成金だって、例えば、関連の書類をマイナンバーにひもづけておいて、法人番

号でもいいですよ、いろんな申請者の便宜を図ることは幾らでもできる。問題は、厚労省にそういうセン스가なかったということです。

だから、これからぜひ、高市大臣の御指導を仰ぎながら厚労省もちゃんとやってほしいけれども、まだ、私が申し上げたいことは、何でもそうですよ。工場で新製品をつくるのに、ラインをつくりますね、工場。新製品をつくるときのライン、製造ラインですよ。ぱつとラインをつくって、すぐに新製品を出荷できますか。できません。調整をして、いろんなふぐあいが出る、ふぐあいが出たらそれを直す、そうやって初めてその製造プロセスというのが完成するんですよ。

こういうオンライン申請もそうです。突然、新型コロナウイルスで何か上からやれと言われてやったけれども、何かふぐあいが出ました。ふぐあいは出るんです。当たり前です。だから、たびたび申し上げておられるけれども、平時からやっておいてねというのを申し上げているわけです。

だから、今急に、ユーザー、消費者、国民、国民接点のところが複雑なオペレーションをオンラインにするということ、そういう一番難しいところをチャレンジするのはなくて、むしろバックヤード、バックオフィス、こつち、政府、ガバメントサイドだけでできる情報連携、これは今でも法律上できるんだから、それをやってねということをやつとやっているわけです。

自見さん、もういいですよ。いいんだけども、よろしくお願いしますね、本当に。

○大口委員長 では、自見政務官、御退席ください。

○足立委員 自由にしてください。あとは、残る時間、向井内閣審議員、お越しをいただいています。議員立法でマイナンバーはやりますので、その議員立法のたてつけを若干議論しておきたい、こう思います。

とかというと、三分野と言っているけれども、三分野が三行ばんばんと書いてあるんじゃないかと、この三分野にかかわるさまざまな法律、これがマイナンバー法の別表でざつと並んでいるわけですね。

だから、もし今回、特別定額給付金にマイナンバーを使うとか持続化給付金にマイナンバーを書いて、いや、私は政令以下でもないと思うんですよ、思うんだけど、憲法違反だとかいう、共産党が騒ぐので、政府も慎重になります。だから、法律で書くというのがマイナンバー法のたてつけだから、新型コロナウイルスに係るさまざまな給付制度を法律上位置づけるという作業がまずあるのかなと私は思います。それが分野論ですね。

それに対して、例えば所得情報を使いましょうとか口座番号を登録しようとか、いろいろアイテムがあるわけですね。それが縦軸。分野が横軸。縦軸には、今申し上げたようないろんなアイテムがあるわけです。

そうしたときに、今、自民党が小倉さんのところで検討いただいているのは、口座情報。どうせ口座情報を自治体に登録しているんだから、それをマイナンバーとひもづけてやっただけ、それから住民基本台帳とひもづけたらいい。それから私は、さらに言うと、自治体にはさまざまな所得情報がある、所得情報だつてひもづけたらいい。

そういう縦軸と横軸をうまく組み合わせる議員立法を構成すれば、法律論として、今のマイナンバー法の法のたてつけに合う形で改正ができるかと私は考えているんですが、向井さん、大体こんな感じですか。

○向井政府参考人 お答え申し上げます。まず、マイナンバー制度自体は、税、社会保障というところでございますけれども、災害が入った経緯というのは、実は東日本震災がちょうど検討中に起こりまして、それで、災害があった方が便利ではないかということで災害が入った。ただ、その趣旨というのは緊急時というぐら

旨でございますので、必ずしも今回のコロナがもとと除外されているという趣旨では決してないというふうに考えておりますので、そのところは、法律に書くというのは別にそれほどの障害があるとは思っておりません。

一方で、法律に書かれた給付というのは、先生御指摘のとおり、全ての事務につきまして、何々法の何条に規定するというような事務というふうにしてある。

したがって、今回、そういうふうな臨時的な給付金にマイナンバーをひもづけるという場合であるならば、それはやはり給付金というものを何らかの形で、広くでもいいですが、給付金法的なもの、それは給付されなくても、そういう場合にはこういう、例えば名簿をつくる、名簿といいますが、そういうふうなものでも可能だと思いますけれども、何らかの形で、そういう緊急時に給付金を出す場合にはこんな名簿をつくれとか、災害基本法はそういうふうになっていくと、新たに議員立法される新法の何条に規定する給付金についてはマイナンバーが使える、そういうふうなたてつけになると思います。

その上で、どういう情報項目かというのは、先生がおっしゃったように、こういう情報項目、こういう情報項目というのを書いていく、そういうスタイルになるかと思えます。

○足立委員 ありがとうございます。ここでもちよっと法令審査をやっていたいています。ありがとうございます。

横軸の話は今おっしゃったとおりですね。縦軸は、例えば、口座番号は、今自治体に集まっていますから、この口座番号も自治体で管理できるようにしたいと思っていますし、あと、住民基本台帳は今でも自治体はもちろん持っているわけですから、住民基本台帳とマイナンバーのひもづけは、特段の法律的な措置なくとも、市町村が住民基本台帳を管理しているんだから、今でも、関連の給付金制度を法律論として位置づければ、それ

とマイナンバー、住民基本台帳が市町村でひもづくとすることは法的には問題ない。

住民基本台帳については問題ないということではないですか。

○向井政府参考人 住基法は総務省の所管でございますけれども、これまでのマイナンバー法を改正する場合にも、必ず住基法も同様に改正して、その事務に住基が使えるというふうな、住基の別表がございますので、そういうふうな改正をしていると思います。

○足立委員 それだけの話ということですね。実は、先ほど、私が大好きな玉木代表が、動画でもうとにかく今回の十万円、ひどいんだ、住基とつながっていないんだと、わあと言っていますけれども、つなげているところもあるですね、大臣、多分。だから、つなげているところもあるんですよ。玉木さんの地元はサボっているだけで、私の、大阪は頑張っていますからね。

だから、これからの時代は、市町村が、いわゆる二千個問題といいますが、日本には二千個のガバメントがあるわけです。だから、自治体によつて、その取組のよしあしで差がついてくるということがあります。それはできるだけ引っ張り上げてあげないといけないんだけれども、今みたいな議論をしつかりと認識をして、首長にも御認識をいただいでやっていただく必要がある、また、総務省にもリーダーシップをとっていただく必要がある、こう思います。

今議論した口座番号。

向井さん、口座番号は誰に管理させたいのですか。市町村でいいですか。それか国が一括でやるんですか。どっちがいいですか。

○大口委員長 足立君、もう持ち時間が来ております。

○足立委員 僕はあと五分あると思っていました。済みません、じゃ、この続きはまた別室でやりたいと思います。

いずれにせよ、あと、所得情報の話も含めて、しっかりとこの今国会で、自民党、公明党、維新

の会がリードする形で議員立法を仕上げて、ぜひ立国社にも賛同いただいて、共産党にも御検討はいただきたい、こう思います。

ありがとうございます。

○大口委員長 次に、井上一徳君。

○井上(二)委員 井上一徳です。

よろしくお願いたします。

今回の新型コロナウイルスの影響で本日に経済はますます深刻度を増して、この間も速報値の発表がございました。一月から三月期の実質国内総生産の速報値、前期比の年率換算で三・四％減だったということがあります。

それで、民間の方はいろいろ予測しておりますので、恐らく、四から六月のGDPは更に落ち込んで、年率換算で二〇％超の減を予測しているというところで、本日に、金融危機、リーマン・ショック以上の深刻度です。今では、一九二〇年代から三〇年代の世界恐慌、それに匹敵する、それ以上ではないかという人もいます。

こういう状況の中で、この危機を何としても乗り越えていかないとけないということだと思っております。

それで、まず、経済政策で、私、十万円の一律給付、これについては評価をしております。速やかに個人の方々に渡って、何とか生活がしのげるようにということをやりたいだかと思っておりますが、やはり十万円では絶対足りないと思うんです、本当に困っている方は。だから、さらなる支給、これもぜひ検討していただきたいと思っております。

それから、やはり消費税なんです。これについて、本年度は二七・五兆円の見込みです。これは単純計算で一人幾らかという、割ってみますと二十二万円になるわけですね。そうしたら、個人給付で幾ら十万円もらっても、結局は消費税で二十二万円払わないといけない、こういうことになるわけです。

今、経済が落ち込んでおりますけれども、一番重要なのは、GDPの五割以上を占める個人消費

なわけです。この個人消費を盛り返さないと、経済は絶対にうまくいかないわけです。やはり、消費税というのは消費を回復させるための足かせになっていると思うんですね。

一九二〇年代から三〇年代に、当時の高橋是清が、本日に大胆な金融支払い措置、モラトリアム、そして積極財政を講じて、世界の中で先駆けで回復したわけです。私は、今こそやはり大胆な発想で経済政策をやりたいかないと、この国の未来はないと思っています。

ぜひ、消費税のゼロ、これを真剣に考える時期に来ているんじゃないかと思っておりますが、どうでしょうか、財務省。

○井上大臣政務官 御質問ありがとうございます。

このたびの景気対策に関しましては、まず、成立させていただきました一次補正予算、そして、今、政府、与野党で御議論いただいております二次補正予算を、まず補正予算を、成立させていただいた予算を確実に執行して、そして国民の皆様方にお届けをするということが第一義だと現在では思っております。

そういう中で、今御質問がありました消費税は、昨日、西村大臣にも御質問をいただいておりますし、その中で、この消費税自体が社会保障費全体に使われている、また、今こういう状況下だからこそ、国民皆保険を含めて社会保障費自体を堅持しなければいけないというような状況も片方であるというふうに思っております。

そういう中で、今、消費税をゼロにするというのは、高齢化社会が進む状況、そして今の状況も踏まえて、財源としては消費税を堅持させていただいて、広く全世代型の社会保障制度というものを堅持しておく必要はあるのではないかと、御議論も片方ではございます。

そういう中から、昨日も西村大臣が回答させていただいたとおり、現段階で消費税を下げるという状況ではないというふうに財務省では考えております。

以上です。

○井上(一)委員 私は、本当にそういう議論ではだめだと思っております。

他方で、総理は、リーマン・ショック級の事態が起らない限り引き上げていきたいということでも、もしリーマン・ショックがあれば、八%から一〇%にはならなかったわけですね。これはリーマン・ショック以上なわけですね。やはり、少なくとも、リーマン・ショック級以上のものが起きていくわけですから、今、こういう事態で八%から一〇%に上げますか。

○井上大臣政務官 確かに、リーマン・ショック級の状況が起こったときには消費税を上げないということをおの当時御議論いただいて、上げなかった経過もございますし、そういう状況下の中で、これから全世代型社会保障を構築していくための財源、そして、今、大学生とか、そういう無償化をしていく財源にも使わせていただいで、今、学生の皆さん方も困窮している状況下の中で、そういう財源にも充てているわけでございます。

そういう中から、一〇%に引上げをさせていただいて、広く国民の皆様方に財源をいただいで、何としてもこの社会保障制度というものを堅持していく必要は、片方であろうかというふうに思っております。

そういう中で、ゼロにするという議論は、政府の方では今のところは考えておりません。

○井上(一)委員 ずっとこういう議論になってしまふんですけれども、本当に、消費税のゼロ、減税、これはやはり真剣に考えてほしいと思います。

もう一つ、やはり大胆な発想でということ、東京一極集中の是正。

今回の新型コロナウイルスの感染で、やはり東京一極集中のもろさというんですかね、危うさというのか、もうそれが露呈した、明らかに変わったと思います。この東京一極集中を是正して、地方にもっとやはり分散する、国土全体を均衡して発

展させる、こういうことを今こそやるべきだと思います。

そのためには、東京に集中している本社、これを地方に移す。そのためには、例えば法人税、地方に移したら、今のような小粒な税制ではなくて、思い切った半分にしてみるとか、それぐらいの大胆な発想の政策が必要だと思ふんですけれども、大臣、どうですか。

アインシュタインがこう言っているんですね、困難の中にチャンスがある。私、今こそ、逆に言う、この地方創生のそういう意味ではチャンスなんじゃないかと思ふんです。大臣、この点について、地方創生、どうでしょうか。

○高市国務大臣 委員がおっしゃるとおり、今回のような感染症の問題、それからまた災害ということをお考えしても、一冊集中というのはリスクが非常に大きい、このリスクを分散していくという意味では、地方創生を更に進めていくということとが大事な、この考えは全く一致いたしております。

本当に、コロナウイルスでお亡くなりになった方もいらっしゃる中で、不謹慎な言い方になってしまつては困るのですが、ただ、地方に多くの方の目が向いているというのも確かだと思います。特に、総務省で今すぐできる対策としては、できるだけ、テレワーク、また、遠隔でもさまざまな医療や教育が受けられて、またお仕事もできるという環境を地方につくっていく。だからこそ、第一次補正でも、光ファイバー、これも、条件不利地域以外も含めて、できるだけ整備をスピードアップしようということでお認めをいただいたところでございます。

税の話でございますが、委員がおっしゃるのも、一つの起爆剤、インセンティブになるということでの御提案かと思うのですが、逆に今度、地方交付税ということをお考えの場合に、法人税、所得税、酒税、また消費税、いずれも法定率を設定して地方交付税の原資となつておりますので、それらが更に減つてしまふということとはかなりつら

いことであると感じさせていただきました。

○井上(一)委員 困難の中にチャンスがあるということ、ぜひ大胆な発想で取り組んでいただければということをお願いしたいと思ひます。

次は、家賃支援制度です。これは、与野党からも家賃支援策についてはいろいろな案が出て、今まさに政府の中で検討中ということだと思ひますけれども、四点まとめてお尋ねしますので、お答えください。

実際に支援できるのはいつぐらいになるのか。できるだけ速やかに行うことではなくて、大体いつぐらいから支給することを考えているのか。それから、これはいろいろな課題があると思うんです。どんな課題が今は見えているのか。それから、与党の提案では新たな国の支援策と、それから、自治体についても、支援しようという両立しているわけですね。これは両方とも受け取ることができるのか。そして、全体の家賃支援としてどのぐらいの予算規模を考えているのか。この四点についてお答えください。

○木村政府参考人 お答え申し上げます。

自粛要請等によりまして休業を余儀なくされておられる飲食店等のテナント事業者の方々などにとりまして、家賃の支払いが大きな負担になっているというところは十分認識をさせていただいていくところでございます。

経済産業省といたしましては、これまで、家賃の支払いにも充てていただける、使途の制限のない持続化給付金を創設いたしましたとともに、実質無利子無担保かつ最大五年間元本返済据置き融資などの強力な資金繰り支援を行わせていただいているところでございます。

これらによりまして、中小企業の皆様の家賃負担をさまざまな面から軽減することとさせていただいていくところでございますので、まずはこれらの支援を迅速に行かせていただくことが大変重要であるというふうに考えてございます。その上で、家賃支援につきましましては、先日の総理指示に基づきまして、現在、多様な事業者の

方々のお声も伺いながら、委員から御指摘いただいた点も含めまして、支援策の具体化に向けた検討を進めさせていただいていくところでございます。

与野党での御議論をいただいでいる状況も踏まえながら、必要な対策を着実に実施できますよう、二次補正予算の編成に当たつてもしっかりと対応していききたい、このように考えてございます。

以上でございます。

○井上(一)委員 全然答えがなかったんですけれども、もう一度、じゃ、聞きますけれども、支援できるのはいつぐらいを考へているのか。できるだけ早くということではなくて、どのぐらいの時期を考へていますか。

○木村政府参考人 お答え申し上げます。

二次補正予算の編成のスケジュールにもかかわつてまいと思ひますけれども、御議決をいただけるということになりますれば、できるだけ速やかに行うことで考へてございます。

○井上(一)委員 二次補正が成立次第すぐにと、そんなイメージで考へていいんですか。

○木村政府参考人 できるだけ速やかに対応させていただきます。

○井上(一)委員 ぜひ速やかに。

それから、どういう課題が今あります。○木村政府参考人 課題でございますけれども、例えば、委員からも御指摘ございましたけれども、自治体の方でもそれぞれ家賃支援をやつておられる実態がございますので、そういったものとの関係をどうするのかといった点なども含めて調整をさせていただいていくところでございます。

○井上(一)委員 これは本当にいろいろな課題があつて大変だと思ふんですけれども、ぜひ速やかに家賃支援ができるように取り組んでいただきたいと思ひます。

あと、持続化給付金。これはオンラインだけで今やっつけて、高齢者の方とか、なかなか機械になれていない方もおられて、やはりそういう人は普通に紙で申請したいという方もおられますので、いろいろな方が使いやすいように、利便性をよく考えていただきたいということをお願いしたいと思います。

次は、地方創生臨時交付金。これはもういろいろな方々が言われていますけれども、本当に一兆円では絶対足りませんので、全国知事会が言っている額、少なくともあと三兆円、これをプラスしていただくように、これはぜひお願いしておきたいと思っています。

次、雇用調整助成金。これはシステムがダウンしているということでありまして、厚労省としても、いろいろ、手続の簡素化、書類の煩雑さをなくすとかいう工夫はしているとは思いますが、それでも、今どういう工夫をして頑張っておられるのか、ちょっと説明してください。

○達谷直政府参考人 まず、私どもの雇用調整助成金のオンラインシステムが、昨日ふぐあいが生じたことにつきまして、改めておわびを申し上げるところでございます。

その上で、雇用調整助成金の手続の簡素化についてでございますが、申請書類等の記載事項を半減するとともに、記載事項を大幅に簡略化するというところに努めたほか、今般、小規模の事業主の方を対象に、助成額の算定に実際の休業手当を用いるなど、助成額の算定方法を簡略化し、申請手続のさらなる簡素化を図っているところでございます。

また、労働局、ハローワークの体制につきましても、雇用調整助成金専門の相談員を追加で二千四百人配置するなど、人員体制の大幅な拡充を図っております。

また、社会保険労務士の皆様の御協力をいただきまして、きめ細かな相談体制の構築にも努めているところでございます。

このような取組を通じて、事業主の皆様が

雇用調整助成金を積極的に御活用いただけるように努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○井上(二)委員 引き続き頑張ってください。もう一つは、失業手当です。二〇〇九年のリーマン・ショックのときには、四十五歳未満の職業の経験が少ない者など、解雇、倒産等により離職した場合については、通常の所定給付日数に加えて、更に六十日間延長する対応がされておりました。

でも、この措置は二〇一七年に廃止をされておるということで、私は、このリーマン・ショックをはるかに上回る今の経済危機ですから、失業手当の延長、六十日間の延長、これを復活させるべきだと思っておりますけれども、この点について、今どういうお考えか聞かせていただいて、終わりにしたいと思っています。

○岸本政府参考人 お答え申し上げます。現在、政府としましては、雇用調整助成金の特例を始め、政府を挙げて全力で雇用維持対策に取り組んでいるところでございます。

一方で、それでもなお離職を余儀なくされる方につきましては、要件を満たせば雇用保険の基本手当を受給することができるということで、まずはこれにより離職者に対して支援をしっかりと行っていきたいと考えております。

御指摘の点でございますが、今後、新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえながら、雇用情勢の動向を注視いたしまして検討してまいりたいと考えております。

○井上(二)委員 終わりますけれども、雇用情勢はもう悪化するのには目に見えているわけですから、この六十日間の延長、これはぜひ実現していただきたいということを強く要望して、質問を終わりたいと思います。

○大口委員長 次に、内閣提出、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。高市総務大臣。

聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○高市国務大臣 聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

電話は、国民の日常生活及び社会生活において、即時性を有する意思疎通を遠隔地にしながら可能とする基幹的な手段であり、特に、緊急通報を利用することができる手段として国民の生命財産を保護する等、重要な役割を担っております。

しかしながら、聴覚障害者等は、自立した日常生活及び社会生活を送る上で、電話を利用した意思疎通に困難を伴うといった課題がございます。

このような背景を踏まえ、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化を図るため、聴覚障害者等の電話による意思疎通を手話等により仲介をする電話リレーサービスの適正かつ確実な提供を確保するなどの措置を講ずる必要があることから、本法律案を提案することとした次第でございます。

次に、法律案の内容について、その概容を御説明申し上げます。

第一に、総務大臣は、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する基本的な方針を定めることとしております。

第二に、総務大臣は、電話リレーサービスの提供の業務を適正かつ確実に実施できる者を、その申請により、電話リレーサービス提供機関として指定することができることとし、業務規律及び監督規律に関する規定を整備することとしております。

第三に、電話リレーサービスの提供の業務に要する費用に充てるための交付金を、電話リレー

サービス提供機関に対し交付することとし、当該交付金に係る負担金について、電話提供事業者に納付を義務づけることとしております。

以上のほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○大口委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る二十六日火曜日午前八時三十五分理事会、午前八時四十五分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時九分散会

聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律案

聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律

目次

第一章 総則(第一条 第七条)

第二章 指定法人

第一節 電話リレーサービス提供機関(第八条 第十九条)

第二節 電話リレーサービス支援機関(第二十条 第二十九条)

第三章 雑則(第三十条 第三十一条)

第四章 罰則(第三十二条 第三十三条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、電話が即時に隔地者間の意思疎通を行う手段として重要な役割を担っていることに鑑み、聴覚障害者等による電話の利用

の円滑化に關し、国等の責務、総務大臣による基本方針の策定、電話リレーサービス提供機関の指定、電話リレーサービスの提供の業務に要する費用に充てたるための交付金の交付等について定めることにより、聴覚障害者等の自立した日常生活及び社会生活の確保に寄与し、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「聴覚障害者等」とは、聴覚、言語機能又は音声機能の障害のため、音声言語により意思疎通を図ることに支障がある者をいう。

2 この法律において「電話リレーサービス」とは、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

一 聴覚障害者等からの電気通信回線を通じた求めに応じ、当該聴覚障害者等が指定した者に電話をかけ、手話その他総務省令で定める方法により、当該聴覚障害者等と当該電話を受けた者の意思疎通を仲介すること。

二 聴覚障害者等宛ての電話を受けて、当該聴覚障害者等に電気通信回線を通じてその旨を連絡し、手話その他総務省令で定める方法により、当該電話をかけた者と当該聴覚障害者等の意思疎通を仲介すること。

3 この法律において「電話リレーサービス提供機関」とは、第八条第一項の規定による指定を受けた者をいう。

4 この法律において「電話リレーサービス提供業務」とは、第九条各号に掲げる業務をいう。

5 この法律において「電話リレーサービス支援機関」とは、第二十条の規定による指定を受けた者をいう。

6 この法律において「電話リレーサービス支援業務」とは、第二十一条各号に掲げる業務をいう。

(国の責務)

第三条 国は、聴覚障害者等、地方公共団体、電話提供事業者(電話の役務を提供する電気通信

事業者(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八

十六号)第二条第五号に規定する電気通信事業者をいう。)であつて、同法第五十条の二第一項又は第五十条の十一の指定を受けた者をいう。

第五条及び次章第二節において同じ。その他の関係者と協力して、第七条第一項に規定する基本方針及びこれに基づく聴覚障害者等による電話の利用の円滑化のための施策の内容について、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化の進展の状況等を勘案しつつ、適時に、かつ、適切な方法により検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、教育活動、広報活動等を通じて、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、国の施策に準じて、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(電話提供事業者の責務)

第五条 電話提供事業者は、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化において自らが果たす役割の重要性に鑑み、情報通信技術その他の技術を活用し、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(国民の責務)

第六条 国民は、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化の重要性について理解を深めるとともに、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に必要な協力をするよう努めなければならない。

(基本方針)

第七条 総務大臣は、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する基本的な方針(以下この条及び次章第一節において「基本方針」という。)

を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 聴覚障害者等による電話の利用の円滑化の意義に関する事項

二 聴覚障害者等による電話の利用の円滑化のための施策に関する基本的な事項

三 電話リレーサービス提供業務の実施方法及び電話リレーサービスの利用に係る料金に関する事項その他電話リレーサービス提供業務に関する基本的な事項

四 前三号に掲げるもののほか、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する重要事項

3 総務大臣は、基本方針を定めようとするときは、厚生労働大臣に協議しなければならない。

4 総務大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第二章 指定法人

第一節 電話リレーサービス提供機関(電話リレーサービス提供機関の指定等)

第八条 総務大臣は、一般社団法人又は一般財団法人であつて、電話リレーサービス提供業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、電話リレーサービス提供機関として指定することができる。

2 総務大臣は、前項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定による指定(以下この節において単に「指定」という。)をしてはならない。

一 第十九条第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者

二 その役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執

行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ロ 第十四条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から五年を経過しない者

ハ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(次号において「暴力団員等」という。)

三 暴力団員等がその事業活動を支配する者

3 総務大臣は、指定をしたときは、当該指定を受けた電話リレーサービス提供機関の名称及び住所、電話リレーサービス提供業務を行う事務所の所在地並びに電話リレーサービス提供業務の開始の日を公示しなければならない。

4 電話リレーサービス提供機関は、その名称若しくは住所又は電話リレーサービス提供業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

5 総務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(業務)

第九条 電話リレーサービス提供機関は、基本方針に従つて、次に掲げる業務を行うものとする。

一 電話リレーサービスを提供すること。

二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(電話リレーサービス提供業務規程)

第十条 電話リレーサービス提供機関は、電話リレーサービス提供業務を行うときは、その開始前に、電話リレーサービス提供業務の実施方法及び電話リレーサービスの利用に係る料金に関する事項その他の総務省令で定める事項に関する規程(以下この節において「電話リレーサービス提供業務規程」という。)を定め、総務大臣の

認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、当該認可をしなければならない。

一 基本方針に適合し、かつ、電話リレーサービス提供業務の実施方法及び電話リレーサービスの利用に係る料金に関する事項が適正かつ明確に定められていること。

二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

三 電話リレーサービスの利用者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。

3 総務大臣は、第一項の認可をした電話リレーサービス提供業務規程が電話リレーサービス提供業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、電話リレーサービス提供機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

4 電話リレーサービス提供機関は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、当該認可を受けた電話リレーサービス提供業務規程を公表しなければならない。

(事業計画等)

第十一条 電話リレーサービス提供機関は、毎事業年度、総務省令で定めるところにより、電話リレーサービス提供業務に関し事業計画書及び収支予算書を作成し、当該事業年度の開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、当該指定を受けた後遅滞なく)、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 電話リレーサービス提供機関は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、当該認可を受けた事業計画書及び収支予算書を公表しなければならない。

3 電話リレーサービス提供機関は、毎事業年度、総務省令で定めるところにより、電話リレーサービス提供業務に関し事業報告書及び収

支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に総務大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。

(業務の休廃止)

第十二条 電話リレーサービス提供機関は、総務大臣の許可を受けなければ、電話リレーサービス提供業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(区分経理)

第十三条 電話リレーサービス提供機関は、電話リレーサービス提供業務以外の業務を行っている場合には、当該業務に係る経理と電話リレーサービス提供業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

(役員の選任及び解任)

第十四条 電話リレーサービス提供機関の電話リレーサービス提供業務に従事する役員の選任及び解任は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 総務大臣は、電話リレーサービス提供機関の電話リレーサービス提供業務に従事する役員が、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分違反したとき、第十条第一項の認可を受けた電話リレーサービス提供業務規程に違反する行為をしたとき、又は電話リレーサービス提供業務に関し著しく不当な行為をしたときは、電話リレーサービス提供機関に対し、当該役員を解任すべきことを命ずることができる。

(秘密保持義務)

第十五条 電話リレーサービス提供機関の電話リレーサービス提供業務に従事する役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、正当な理由がなく、電話リレーサービス提供業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(帳簿の備付け等)

第十六条 電話リレーサービス提供機関は、総務省令で定めるところにより、帳簿(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式そ

の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項及び第三十三条第二号において同じ。)を備え付け、電話リレーサービス提供業務に関する事項で総務省令で定めるものを記載し、又は記録し、及びこれを保存しなければならない。

(報告徴収及び立入検査)

第十七条 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、電話リレーサービス提供機関に対し、電話リレーサービス提供業務に関し報告をさせ、又はその職員に、電話リレーサービス提供機関の事務所に立ち入り、電話リレーサービス提供業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(監督命令)

第十八条 総務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、電話リレーサービス提供機関に対し、電話リレーサービス提供業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第十九条 総務大臣は、電話リレーサービス提供機関が第八条第二項第二号又は第三号に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 総務大臣は、電話リレーサービス提供機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて電話リレー

サービス提供業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 電話リレーサービス提供業務を適正かつ確実に行うことができないと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があつたとき。

三 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分違反したとき、又は第十条第一項の認可を受けた電話リレーサービス提供業務規程によらないで電話リレーサービス提供業務を行ったとき。

3 総務大臣は、第一項若しくは前項の規定により指定を取り消し、又は同項の規定により電話リレーサービス提供業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による指定の取消しが行われた場合において、電話リレーサービス支援機関が当該指定の取消しに係る法人に交付した交付金(第二十一条第一号に規定する交付金をいう。以下この条において同じ。)がなお存するときは、当該法人は、電話リレーサービス支援機関に当該交付金を速やかに返還しなければならない。

5 前項に定めるもののほか、総務大臣が、第一項又は第二項の規定により指定を取り消した場合における交付金の取扱いその他の必要な事項は、総務省令で定める。

第二節 電話リレーサービス支援機関

(電話リレーサービス支援機関の指定)

第二十条 総務大臣は、一般社団法人又は一般財団法人であつて、電話リレーサービス支援業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、電話リレーサービス支援機関として指定することができる。

(業務)

第二十一条 電話リレーサービス支援機関は、次に掲げる業務を行うものとする。
一 電話リレーサービス提供業務に要する費用

に充てるための交付金を交付すること。

二 電話リレーサービス支援業務に要する費用に充てるための負担金を徴収すること。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(電話リレーサービス支援業務規程)

第二十二條 電話リレーサービス支援機関は、電話リレーサービス支援業務を行うときは、その開始前に、電話リレーサービス支援業務の実施方法その他の総務省令で定める事項に関する規程(第三項及び第四項において「電話リレーサービス支援業務規程」という。)を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、当該認可をしなければならない。

一 電話リレーサービス支援業務の実施方法が適正かつ明確に定められていること。

二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

三 聴覚障害者等及び電話提供事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。

3 総務大臣は、第一項の認可をした電話リレーサービス支援業務規程が電話リレーサービス支援業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、電話リレーサービス支援機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

4 電話リレーサービス支援機関は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、当該認可を受けた電話リレーサービス支援業務規程を公表しなければならない。

(事業計画等)

第二十三條 電話リレーサービス支援機関は、毎事業年度、総務省令で定めるところにより、電話リレーサービス支援業務に関し事業計画書及び収支予算書を作成し、当該事業年度の開始前に(第二十條の規定による指定を受けた日の属

する事業年度にあつては、当該指定を受けた後遅滞なく)、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 電話リレーサービス支援機関は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、当該認可を受けた事業計画書及び収支予算書を公表しなければならない。

3 電話リレーサービス支援機関は、毎事業年度、総務省令で定めるところにより、電話リレーサービス支援業務に関し事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に総務大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。

(交付金の交付)

第二十四條 電話リレーサービス支援機関は、毎年度(毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下この条及び次条において同じ。)、総務省令で定めるところにより、電話リレーサービス提供機関に対して、第二十一条第一号に規定する交付金(以下この条及び第二十八条第二項において単に「交付金」という。)を交付しなければならない。

2 電話リレーサービス支援機関は、毎年度、総務省令で定める方法により交付金の額を算定し、電話リレーサービス支援業務諮問委員会の議を経て、当該年度の開始前に(第二十條の規定による指定を受けた日の属する年度にあつては、当該指定を受けた後遅滞なく)、総務省令で定めるところにより、交付金の額及び交付方法について総務大臣の認可を受けなければならない。

3 電話リレーサービス支援機関は、前項の認可を受けたときは、総務省令で定めるところにより、当該認可を受けた交付金の額を公表しなければならない。

4 電話リレーサービス提供機関は、毎年度、総務省令で定めるところにより、電話リレーサービス支援機関が交付金の額の算定をするための

資料として、当該算定に係る年度における電話リレーサービス提供業務に要する費用の額の予想額及び電話リレーサービス提供業務により生ずる収益の額の予想額その他総務省令で定める事項を電話リレーサービス支援機関に届け出なければならない。

(負担金の徴収)

第二十五條 電話リレーサービス支援機関は、毎年度、電話提供事業者であつて、その事業の規模が総務省令で定める基準を超えるもの(以下この条及び次条において「特定電話提供事業者」という。)から、第二十一条第二号に規定する負担金(以下この節において単に「負担金」という。)を徴収しなければならない。

2 電話リレーサービス支援機関は、毎年度、総務省令で定める方法により負担金の額を算定し、電話リレーサービス支援業務諮問委員会の議を経て、当該年度の開始前に(第二十條の規定による指定を受けた日の属する年度にあつては、当該指定を受けた後遅滞なく)、総務省令で定めるところにより、負担金の額及び徴収方法について総務大臣の認可を受けなければならない。

3 電話リレーサービス支援機関は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、総務省令で定めるところにより、納付すべき負担金の額、納付期限及び納付方法を特定電話提供事業者に通知しなければならない。

4 特定電話提供事業者は、前項の規定による通知に従い、電話リレーサービス支援機関に対し、負担金を納付する義務を負う。

(負担金の納付の督促等)

第二十六條 電話リレーサービス支援機関は、前条第三項の規定による通知を受けた特定電話提供事業者がその納付期限までに当該通知に係る負担金を納付しないときは、督促状により期限を指定してその納付を督促しなければならない。

2 電話リレーサービス支援機関は、前項の規定

による督促をしたときは、当該督促に係る負担金の額に納付期限の翌日からその納付の日までの日数に応じ年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した金額の延滞金を徴収することができる。

3 電話リレーサービス支援機関は、第一項の規定による督促を受けた特定電話提供事業者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、直ちに、その旨を総務大臣に報告しなければならない。

4 総務大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、直ちに、当該報告に係る特定電話提供事業者の氏名又は名称及び当該特定電話提供事業者が第一項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付していない旨を公表しなければならない。

(資料の交付又は閲覧)

第二十七條 電話リレーサービス支援機関は、電話リレーサービス支援業務を行うために必要があるときは、電話提供事業者に対し、資料の提出を求めることができる。

2 前項の規定により資料の提出を求められた電話提供事業者は、遅滞なく、当該資料を電話リレーサービス支援機関に提出しなければならない。

3 総務大臣は、電話リレーサービス支援機関から要請があつた場合において、電話リレーサービス支援業務を行うために特に必要があると認めるときは、電話リレーサービス支援機関に対し、必要な資料を交付し、又は閲覧させることができる。

(電話リレーサービス支援業務諮問委員会)

第二十八條 電話リレーサービス支援機関には、電話リレーサービス支援業務諮問委員会を置かなければならない。

2 電話リレーサービス支援業務諮問委員会は、電話リレーサービス支援機関の代表者の諮問に応じ、交付金の額及び交付方法、負担金の額及び徴収方法その他電話リレーサービス支援業務

の実施に関する重要事項を調査審議し、及びこれらに関し必要と認める意見を電話リレーサービス支援機関の代表者に述べることができる。

3 電話リレーサービス支援業務諮問委員会の委員は、電話提供事業者及び聴覚障害者等の福祉に関して高い識見を有する者その他の学識経験のある者のうちから、総務大臣の認可を受けて、電話リレーサービス支援機関の代表者が任命する。

(準用)

第二十九条 第八条第二項から第五項まで及び第十二条から第十九条までの規定は、電話リレーサービス支援機関及び電話リレーサービス支援業務について準用する。この場合において、第八条第二項中「前項」とあるのは「第二十条」と、「同項」とあるのは「同条」と、第十四条第二項及び第十九条第二項第三号中「第十条第一項」とあるのは「第二十二条第一項」と、「電話リレーサービス提供業務規程」とあるのは「同項に規定する電話リレーサービス支援業務規程」と、同条第四項中「電話リレーサービス支援機関」とあるのは「第二十五条第一項に規定する特定電話提供事業者」と、「交付した」とあるのは「納付した」と、「交付金」とあるのは「負担金」と、「第二十一条第一号」とあるのは「第二十一条第二号」と、「法人は」とあるのは「法人は、総務大臣が次条の規定により新たに指定する」と、「返還しなければ」とあるのは「引き渡さなければ」と、同条第五項中「交付金の取扱い」とあるのは「電話リレーサービス支援業務の引継ぎ」と読み替えるものとする。

第三章 雑則

(連絡及び協力)

第三十条 総務大臣及び厚生労働大臣は、この法律の施行に当たっては、聴覚障害者等の福祉の増進に関する事項について、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。

(総務省令への委任)

第三十一条 この法律に定めるもののほか、第八

条第一項の規定による電話リレーサービス提供機関の指定及び第二十条の規定による電話リレーサービス支援機関の指定に関する申請の手續その他この法律の施行に関し必要な事項は、総務省令で定める。

第四章 罰則

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条(第二十九条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、電話リレーサービス提供業務又は電話リレーサービス支援業務に関し知り得た秘密を漏らした者

二 第十九条第二項(第二十九条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反した場合におけるその違反行為をした電話リレーサービス提供機関又は電話リレーサービス支援機関の役員又は職員

第三十三条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした電話リレーサービス提供機関又は電話リレーサービス支援機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条(第二十九条において準用する場合を含む。)の規定による許可を受けないで業務の全部又は一部を休止し、又は廃止したとき。

二 第十六条(第二十九条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は帳簿を保存しなかったとき。

三 第十七条第一項(第二十九条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

理 由

聴覚障害者等による電話の利用の円滑化を図るため、国等の責務及び総務大臣による基本方針の策定について定めるとともに、電話リレーサービス提供機関の指定に関する制度及び電話リレーサービス提供機関の電話リレーサービス提供業務に要する費用に充てるための交付金に関する制度を創設する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

令和二年六月十日印刷

令和二年六月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

C